

715

137

治外法權撤廢の實績

(金融行政權篇)

國務院總務廳編

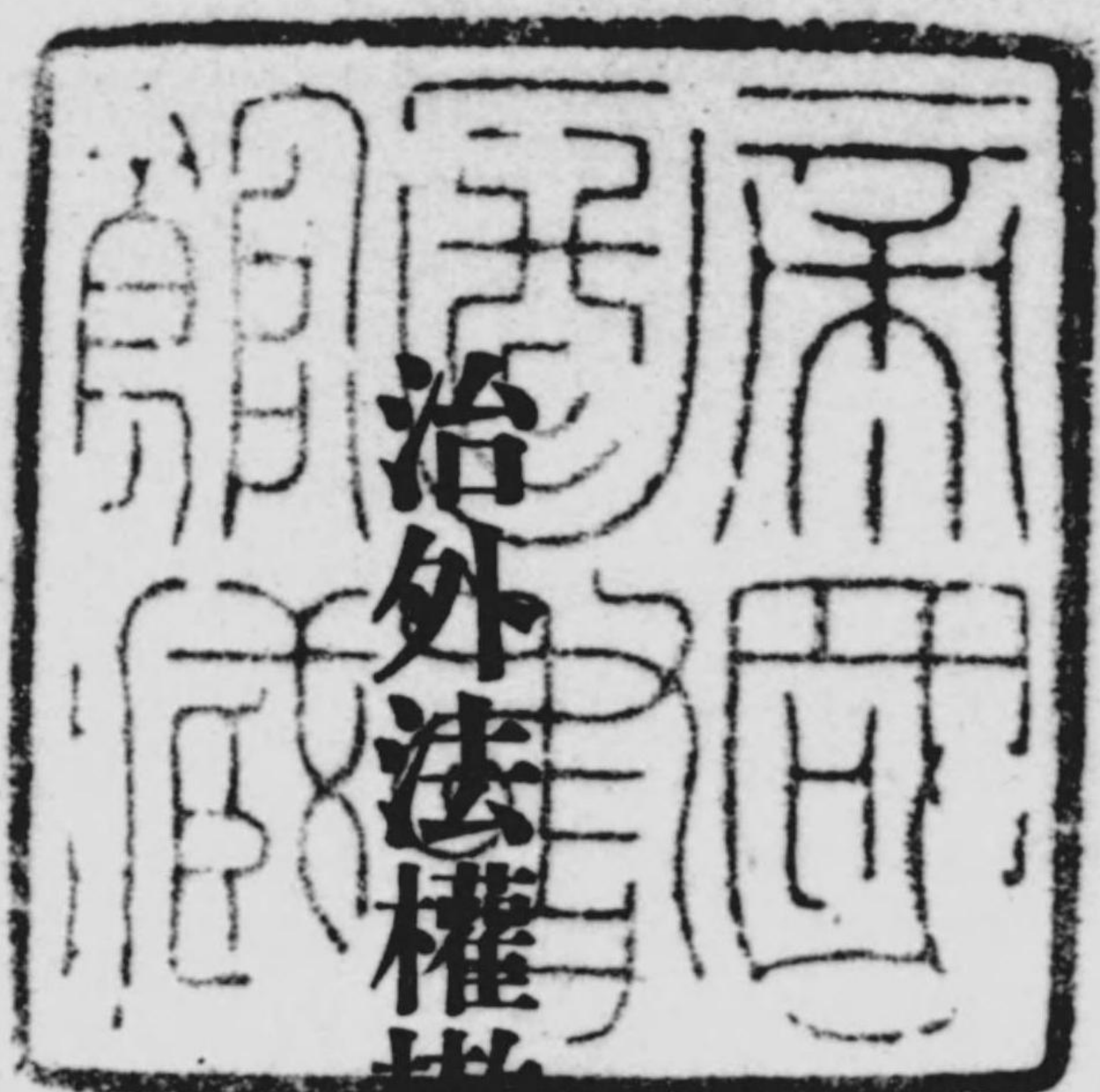
715

137

治外法權撤廢の實績

(金融行政權篇)

康德四年五月



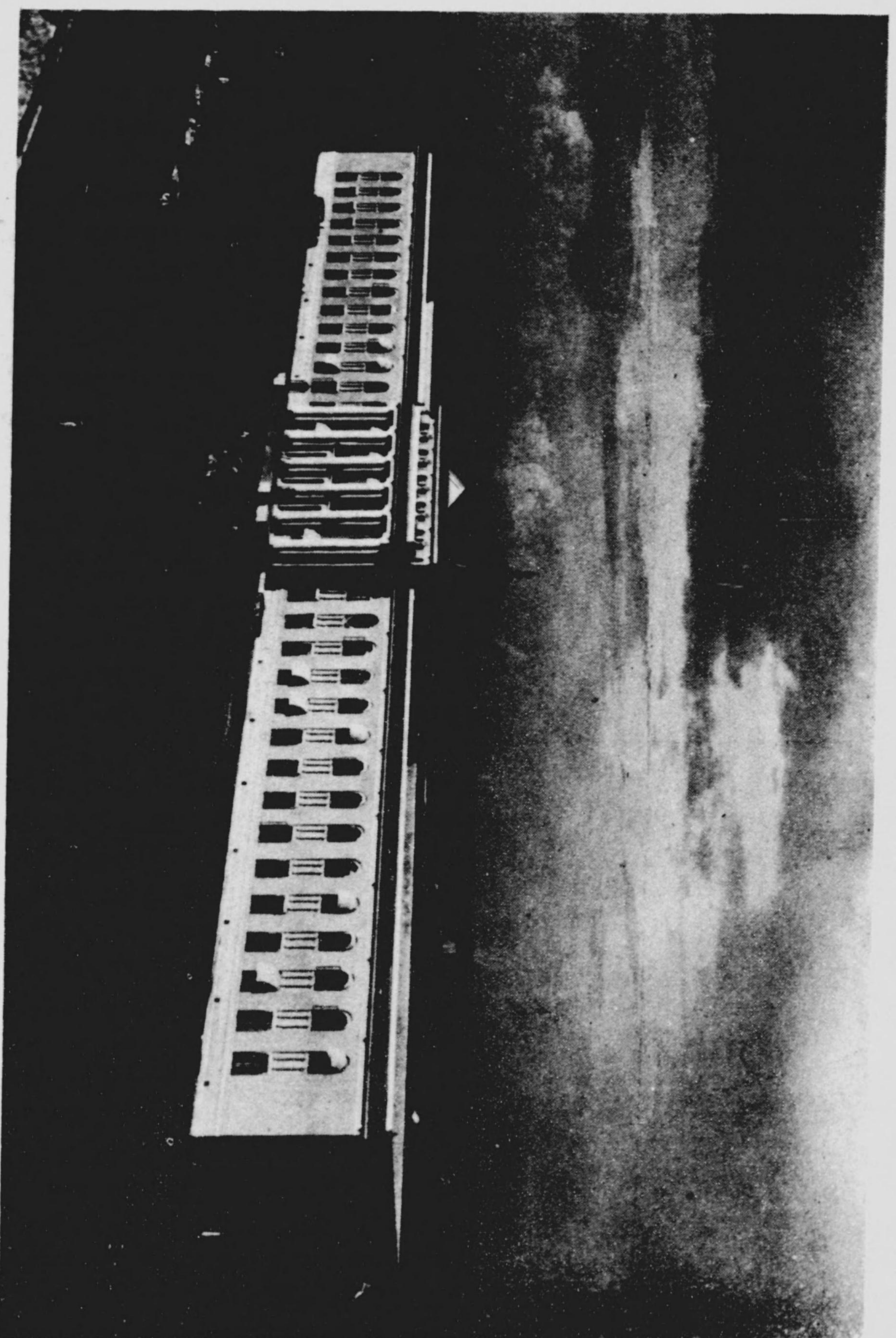
治外法權撤廢の實績

(金融行政權篇)

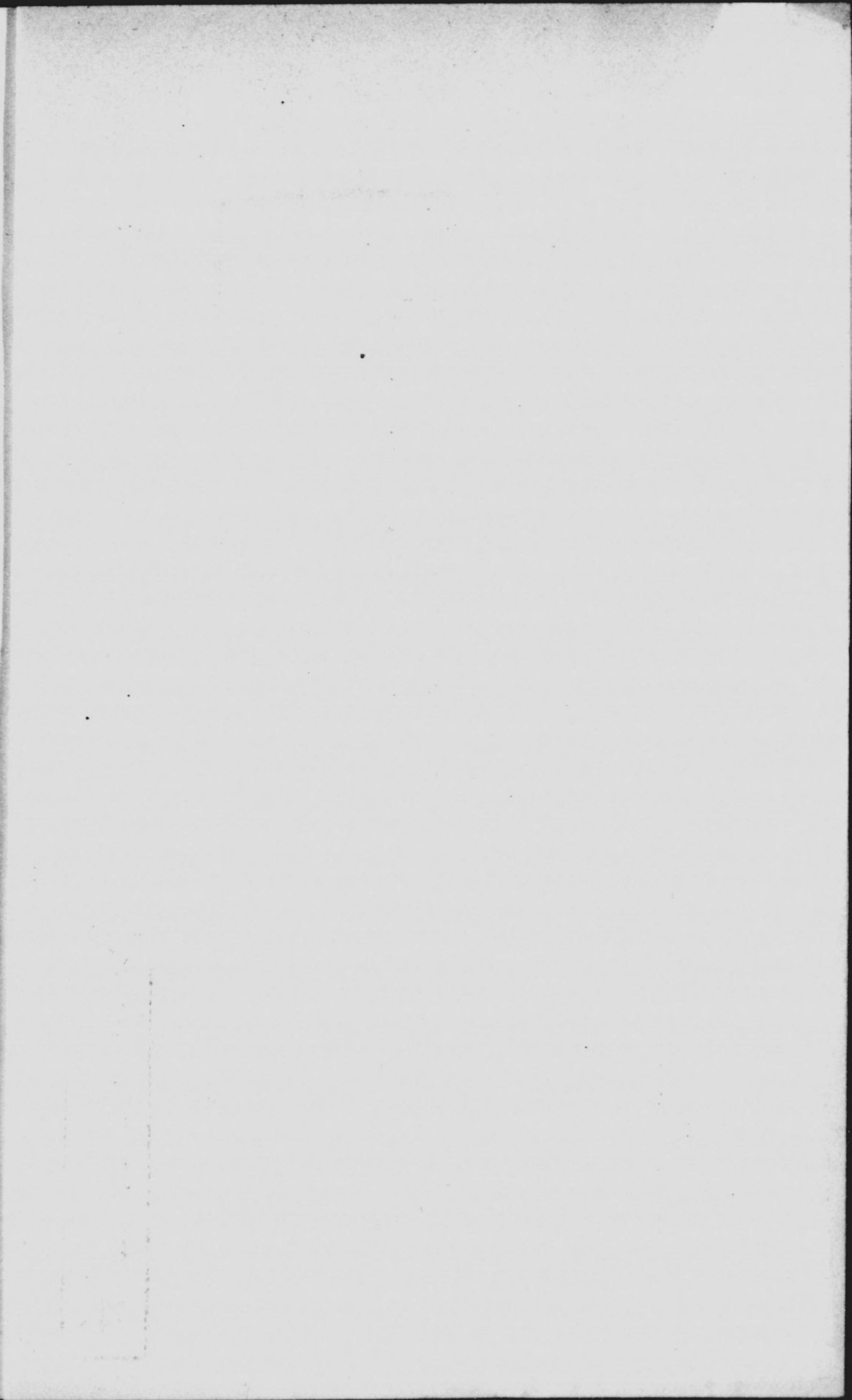


發行所寄贈本

國務院總務廳情報處



部 政 財





行 銀 東 中 洲 滿 (右)
の 内 (左)



(上) 滿洲興業銀行本店



(下) 金融會聯合會
金融會聯合會

715
137

治外法權撤廢の實績 (金融行政權篇)

目次

第一 概 説

1 まへがき.....一

2 過渡的辦法と適用法規の種類.....六

第二 金融關係法規適用の實績

1 銀行法規の適用.....九

(イ) 銀行法.....九

(ロ) 日本側銀行に對する適用.....二

(ハ) 移管を完了した銀行一覽.....二六

(ニ) 圓滿な現状.....三

(ホ) 第三國關係……………三三

2 無盡業法規の適用……………三〇

(イ) 無盡業法規……………三〇

(ロ) 日本側無盡會社に對する適用……………三〇

(ハ) 適用の好結果……………三九

[附] 全滿無盡協會……………四一

3 金融合作社法規の適用……………四二

(イ) 金融合作社……………四二

(ロ) 金融合作社法……………四四

(ハ) 日本側に對する適用……………四五

(ニ) 故障なき進行振り……………四八

(ホ) 移管を完了した金融會一覽(省別)……………五〇

[附一] 金融合作社最近の業務統計……………五一

[附二] 金融會貸付金使途類別表……………(折込表)

[附三] 金融會資產負債一覽表……………(折込表)

4 爲替管理法規の適用……………五五

(イ) 爲替管理法……………五五

(ロ) 日本人に對する適用……………五九

(ハ) 實施の成績……………五九

5 産金買上法規の適用……………六〇

(イ) 産金買上法……………六〇

(ロ) 日本人に對する適用と圓滿な現状……………六四

[附一] 産金買上狀況表……………六五

[附二] 滿洲中央銀行産金買上價格表……………六六

(ハ) 産金買上法の改正……………六七

6 其の他……………六九

第三 結 語……………七二

第一概 説

1 まへがき



血液の循環を心臓が司つてゐるやうに經濟界には金融機関といふものがある。この金融機関が不完全では國民經濟もなければ産業開發もない。

金融機関と云ふは先づ銀行のことに氣がつく。それから無盡とか質屋とかの庶民金融機関を大々と數へるであらうが、茲に忘れてならないのは此等の機關の動脈をなす通貨のことである。

舊軍閥時代の我國の幣制は實に紊亂そのもので、各省官銀號より濫發される種々雑多な不換紙幣あり、民間の商務會より發行される私帖あり、日本通貨あり、露國紙幣ありで、而も其の不換紙幣、私帖等は屢々暴落して幣價安定せず、國民は日々貧困への

一途を辿るより術もなかつたのである。何で經濟の發展産業の開發が期待出來やう。

こゝに誕生したのが我國であつてみれば、何としてもこの幣制を統一して經濟界の安定を圖らねばならなかつたのは當り前であり、又急務でもあつた。大同元年六月十一日公布、即日施行となつたのが貨幣法である。同年七月營業を開始した滿洲中央銀行はこの貨幣法に基いて紙幣及鑄貨を發行すると同時に、亂雜を極めた舊紙幣の回收に手を着けた。その結果僅々二ヶ年で國幣は全滿の隅々にまで普及し、舊紙幣は康徳二年度迄に殆んど全部の回收をみたのである。去る五月十七日、我國を視察に來たT・テリリ氏は我國の發展振りを評して「世紀の驚異」だと云つてゐるが、この躍進の驚異を最も端的に證明するものは、右幣制統一の輝かしい成功であると言ひ得る。

貨幣法、中央銀行法に引續いて大同元年七月五日には私帖其他紙幣類似證券取締暫行辦法、九月には彩票條例、大同二年六月には產金買上法、十一月には銀行法、康徳

元年九月には金融合作社法、康徳二年十一月には爲替管理法、康徳三年二月には有獎債券取締法、九月には無盡業法、十二月には滿洲興業銀行法等の金融關係法規が公布され、幣制の統一に伴つて我國の金融界は漸次其の機構を整備するに至つたのである。

殊に康徳二年十一月に公表された「日滿通貨の等價維持」に關する兩國政府の聲明は國幣價値の安定に關する根本方針を定めたもので朝鮮銀行券の終局的撤收も茲に其の方針を決せられたもので、まことに大切な意義を有する事柄である。形式の上からは這般開業した興業銀行の出現で、鮮銀券の流通廢止が決定されたやうにも想はれやうが、實質的にみれば右の等價維持の聲明がその根本方針となつてゐるのである。

斯やうにして國內の完全なる幣制統一は實現せられ、前述の日滿通貨等價維持の確立と共に我國の幣制問題は茲に完成、其の結果國幣の價値は日本國圓にリンクするこ

と、なり、その對外價値は日本國の爲替相場と運命を共にする建前となつたのである。更に又右幣制統一に伴ひ、滿洲から日本内地へ旅行する者の爲には貨幣兩替の便宜を圖るため新京、圖們、安東、奉天、大連の各停留場に無料の兩替所が設けられ、朝鮮釜山の棧橋に於ても、朝鮮銀行の兩替所で同様無料の兩替をする事になつてゐる。

右のやうに幣制は統一され、色々な金融法規も次々と實施せられて、ひとり經濟界だけでなく産業の開發に貿易の殷盛に今や隔世の進展振りを示してゐる我國であるが、このやうになつたことに就て忘れてならぬことは在滿日本側官民の絶大な援助である。日滿等價維持に關しても關東軍、大使館、關東局、滿鐵等は率先して諸受拂に我國幣の使用を行つてゐる。日滿不可分關係よりすれば敢て珍とするには足らぬであらうが、官民擧つての率先的助力はなほ深謝せねばならぬ。

無論、友邦日本の好意は金融關係にのみ止まるものではない。一徳一心を物語るも

のとして、日本の骨肉的好意より生じたものに所謂治外法權の撤廢がある。昨年六月には撤廢に關する第一次條約を結び稅務、産業、土地、金融各行政權の移行が爲され、本年は更に司法權、警察權等が順次移讓されようとしてゐる。

第一次條約の實施振りに就て、當處は、課稅、産業、土地の各々に關して既に「治外法權撤廢の實績」といふ小著を發行、その狀況を汎く日滿に弘報したので、今回は残りの金融行政權の實施振りに就て概説することゝしよう。

實施振りと云つても、結局は法權の撤廢により在滿日本人は滿洲國の金融關係法規の規定する所に依つて法規の適用をうけるのであるが、その適用はうまく行はれてゐるかどうか、日本人が迷惑を蒙つてはゐないか、一體どんな種類の法規があり、内容はどんなものであるかといふことの實際を示すことゝなる。

2 過渡的辦法と適用法規の種類

我國金融法規の日本人適用に關しては、在滿日本側金融機關に對して急激な變動を與へないこと、これを主眼とし關係法規には過渡的な規定を設けると共に、法令の運用を圓滑に實施するために必要と認められる事項に就ては、特例を設ける等の處置を講じ、又事務上の手續其他についても絶えず日本側の關係機關と連絡協調を計りながら、ひたすら金融行政の移管の圓滑を圖つてゐるが、今日迄の所取立て、謂ふ程の問題も生ぜず至極圓滿に行はれてゐる。適用法規の種類は次の如くである。

- 1 銀行法規
- 2 無盡業法規
- 3 金融合作社法規

- 4 爲替管理法規
- 5 産金買上法規
- 6 彩票條例
- 7 有獎債券取締法
- 8 私帖其他紙幣類似證券取締暫行辦法
- 9 貨幣法

以下關係法令適用の最近の有様を事實に基いて概報してみよう。

第二 金融關係法規適用の實績

1 銀行法規の適用

(イ) 銀行法 我國の銀行は特殊銀行と普通銀行との二種である。現在特殊銀行とされてゐるは滿洲中央銀行と滿洲興業銀行とであつてその業務や組織は滿洲中央銀行法(大同元年六月十一日、敕令第二十六號で公布、全四十六ヶ條)滿洲興業銀行法(康德三年十二月三日、勅令第一七二號で公布、全四十三ヶ條)で定められてゐるのであるが、法權撤廢の日本人へ及ぼす影響といふ點から觀て直接關係はもつてゐないから、茲では専ら普通銀行の方、即ち銀行法の適用に就てのみ述べることにする。

銀行法は大同二年十一月九日、敕令第八十六號で公布、即日施行、全二十三ヶ條である。なほ同日に銀行法施行細則も公布され、また次々と銀行關係の法規が定められ

たが面倒だから省く。元來銀行の業務は廣く一般公衆の預け入れた多額の資金を融通運用するものであつて、その一成一敗は直ちに一般公衆の利害に重大な關係を有つてゐるばかりでなく、まへがきでも言つた様に國民經濟の浮沈、一國産業の盛衰にも亦密接な關係を有つてゐる。我國の銀行業は未だ充分に發達してゐないし、舊政權時代を顧みても銀行業の取締監督に何等の意も拂つてゐなかつたので、銀行の組織業務内容は區々であつた。このやうな銀行を銀行本然の姿に立ちかへらすため銀行法は制定されたのであるが、しかし從來の状態に突然に嚴重な取締法令をつきつけることは却て既存金融機關の活動を衰微させ金融の圓滑を害することは明であるので、法の制定に當つては特に此點に留意し、實情に重點を置くことを忘れなかつたのである。此の注意が民間銀行の指導誘掖、産業經濟の發達助成に好結果をもたらしたことは誰しも疑はぬ。

(ロ) 日本側銀行に對する適用 以上のやうにして銀行法は出來上り、所期の効果を擧げつゝあつたのであるが、第一次治外法權撤廢によりこの法規は附屬地を除く在滿日本側銀行に適用されることゝなつた。

金融法規の適用に當つては一切無理のないやうに心懸けたことは前にも言つた通りであるが、銀行法とて亦同じことである。昨年撤廢の當時、附屬地外に在る銀行中で滿洲國外に本店を有つてゐるものゝ支店が二十四、附屬地外に本店を有つてゐるもの七、其他銀行類似の業を營んでゐるものが三十五ほどあつたが、此等のものに直ちに關係法令の適用を強制するわけにはゆかぬので、所謂過渡的措置を講じ、唯だ届出によつて從來通り業務を繼續し得るやうにし日本側金融業者に對しその營業上の既得權を尊重したのである。過渡的措置とは一は適用開始の日を期して(昨年七月一日)勅令第一百十號で追加した銀行法の第二十三條、一は同日財政部令で追加した銀行法施行

細則の第十九條のことである。

一一

銀行法第二十三條、日本帝國領事官の認可を受け康徳三年七月一日に於て現に本法第一條の業務を営む者は康徳三年八月三十一日迄に財政部大臣の定むる所に依り其の旨届出を爲したるときは本法第二條に依る許可を受けたるものと看做す

銀行法施行細則第十九條、銀行法第二十三條の規定に依る届出は其の代表者に於て届書に左の書面を添附して之を爲すことを要す

- 一、定款又は之に代るべき書面
 - 二、本店支店其の他の營業所又は代理店の所在地を記載したる書面
 - 三、康徳三年七月一日現在の資産負債表
 - 四、設立、設立登記及營業免許年月日を記載したる書面
 - 五、支店其の他の營業所に付各認可を受けたる年月日及開業年月日を記載したる書面
 - 六、各取締役又は監査役の氏名及任期滿了年月日を記載したる書面
- 本法施行地外に本店を有するもの、本法施行地内に於ける支店其の他の營業所又は代理店に在りては其の各營業所又は代理店の代表者を以て前項に依る代表者とし前項第二號以下各號の事項は當該營業所又は代理店に關する事項のみ

記載するものとす

前二項の届出に際し免許又は認可を受けたる事項に付ては當該免許又は認可書の寫を添附するものとし免許又は認可書存せざるときは之が事由を詳記したる書面を添附すべし

これに依つて日本側の既存銀行は我國政府から新に營業許可を受けることなしに、たゞ届出さへすれば既得の権利は確保できたのである。また手續に關しても前以て左のやうな注意書を作つて、日本の大使館、領事館を通じて各銀行に周知方を講ずると共に營業届書の取纏め方を日本大使館に依頼して齟齬のないやうにと心がけた。

附屬地外金融行政權の移譲に伴ひ新に銀行法の適用を受くる日本側金融業者に對する注意事項

- 一、附屬地外に於て左の各號の一に該當する業務を営む金融業者（支店其の他の營業所又は代理店を含む）は康徳三年七月一日以降滿洲國銀行法の適用があるから是等の業務を営む者は右心得の上過誤の無き様に期せねばならぬ
- (一) 預金の受入と金銭の貸付又は手形の割引とを併せ爲すこと
- (二) 爲替取引を爲すこと
- (三) 營業として預金の受入を爲すこと

一三

二、康徳三年七月一日に於て附屬地外に現に存する銀行法の適用を受くる金融業者は康徳三年八月三十一日迄に左記書面を添附して財政部大臣に届出たるものに限つて營業許可のあつたものと看做されるものであるから今後引續き營業を営まうとする者は必ず右期限迄にこの届出を爲すこと尙是等の事項の内免許又は認可を受けた事項に付ては其の免許又は認可書の寫を添附することを要し萬一免許又は認可書の存せないときは其の事由を詳記すること

(一) 定款又は之に代るべき書面

法人に在つては定款、組合に在つては規約を指すものであつて個人の場合は之を要せない。尙本法施行地外に本店を有するもので、本法施行地内に於いての支店其の他の營業所又は代理店は本店の定款又は組合規約を提出することに於てある。但し同一の本店に屬する支店其の他の營業所又は代理店が二以上存する場合は其の一より提出すればよいのである

(二) 本店支店其の他の營業所又は代理店の所在地を記載した書面

本號の書面は本法施行地外に本店を有するもので、本法施行地内に於ける支店其の他の營業所又は代理店に在つては當該營業所又は代理店に關する事項のみ記載すればよい。以下(三)及(五)の書面に付亦同じである

(三) 康徳三年七月一日現在の資産負債表

(四) 設立、設立登記及營業免許年月日を記載した書面

本號の書面は本法施行地外に本店を有するもので本法施行地内に於ける支店其の他の營業所又は代理店に在つては之を要しない。(六)の書面に付ても亦同じであり又個人の場合は營業免許年月日のみ記載すればよい

(五) 支店其の他の營業所に付いて各認可を受けた年月日及開業年月日を記載したる書面

(六) 各取締役又は監査役の氏名及任期満了年月日を記載した書面。個人の場合は之はいらない

三、銀行法及同施行細則に依つて報告又は届出を要する事項の外に左記報告を提出すること

(一) 金融月報

本表は毎月十五日迄に前月分を報告すること

(二) 月末諸勘定残高表

本表は毎月十五日迄に前月末現在高を報告すること

(三) 預金、貸出月末現在額表

本表は毎月十日迄に前月末現在高を報告すること

四、銀行法は日本の銀行法又は銀行條例と大同小異であつて特に手續を異にするものは法人組織のものであつて業務を執行する社員(取締役を含む)及監査役を定め又は之を變更せんとするときは財政部大臣の認可を要する點である

法令の運用に特例を設けたことと、事務上の手續其他色々なことに就いて絶えず日本側機關と連絡協調したことによつて移管は大へんスムーズに行はれた。此際に於ける日本側の絶大な援助は忘れてはならぬ。當時銀行法の適用をうけ期日までに届出をせねばならぬ附屬地外の日本側銀行は七月一日現在で五十五行程あつたが、此等のものは例外なく手續を完了し圓滿な實施振りを物語つた。

(ハ) 移管を完了した銀行一覽 左に掲げるのがその五十五行であるが、表中朝鮮銀行、正隆銀行、滿洲銀行は昨年十二月三十一日に滿洲興業銀行に合併したので現在ではそれだけ行數は減つてゐる。

附屬地外日本側銀行一覽表 (康德三年七月一日現在)

名	稱	所在地	代表者	預金	貸出
橫濱正金銀行	本店	橫濱市中區南仲通	資本金(括弧内ハ拂込額)	100,000,000	
				(100,000,000)	

哈爾濱支店	哈爾濱特別市地段街一二一五甲號地	河村二四郎	六四三,四八八	一七,九九九
小西關銀行	奉天市小西關大什街路北門牌二九號	今川義利	奉天支店ニ合算 奉天支店分 (六五五,四八八) (二七六,〇二二)	
營口支店	奉天省營口縣營口元神廟街	川上市松	七五,一一六	九五,一〇〇
計			21,207,000	11,221,000
朝鮮銀行	京城府南大門通	櫻澤秀次郎	10,854,755	一七,五五五
大同大街派出所	新京特別市大同大街三〇一號	桑尾勝雪	二二,二五六三	四〇,一八六六
哈爾濱支店	哈爾濱特別市埠頭區クニヤールコルフ街	桑尾勝雪	一七,一八三六	三,一五,三七八
傅家甸派出所	哈爾濱特別市傅家甸高力街路西甲字三一號地	桑尾勝雪	三,五〇,六六三	五,〇八〇三
牡丹江派出所	濱江縣寧安縣牡丹江太平路十二ノ三	野坂卓爾	二,九三六,三三三	八七六,六三八
齊々哈爾濱派出所	龍江省齊々哈爾濱市龍門大街二〇號の一	馬渡猛夫	一六,一五,〇三三	二八,九,八五八
海拉爾派出所	與安北省海拉爾東頭道街三八號	馬渡猛夫		

龍井村支店	間島省龍井村	鹽澤茂	二八八八四
圖們派出所	間島省圖們	鹽澤茂	二八八八四
鐵嶺支店	奉天省鐵嶺西町二號地	萩尾開	四三九〇六八
小西關派出所	奉天省小西關大街九號地	齊藤寅吉	三、五九〇八八
錦州派出所	錦州省錦縣寧町通	齊藤寅吉	二、〇〇七、八二九
承德派出所	熱河省承德草市街	戶口涉	三、七、〇三七
赤峯派出所	熱河省赤峯二道街	野中藤	一、九、九〇四
營口支店	奉天省營口縣營口元神廟街第三十三號地	矢島嘉平	三、四七〇
計			七、一、九、一七三
正隆銀行	大連市山縣通		四、六、四、四〇二
哈爾濱支店	哈爾濱特別市埠頭區モストワヤ街八十五號地	竹田計二郎	三、三、三、五二
綏化派出所	濱江省綏化城內	竹田計二郎	三、六、四、五七三
小西關派出所	奉天省小西關大街九號地	森和	奉天支店分
			二、一、〇、〇、〇、〇〇〇 (五、六、四、七、三、五)
			奉天支店分
			二、一、〇、〇、〇、〇〇〇 (九、一、〇、八、四、七)
			哈爾濱支店二合算
			奉天支店二合算
			二、九、〇、九、一、一〇

西安派出所	奉天省西安	森和一	
朝陽鎮派出所	奉天省朝陽鎮中大街	森和一	
營口支店	奉天省營口元神廟街	二木末雄	
計			一、〇、〇、八、六、三三
滿洲銀行	大連市伊勢町		三、八、九、一、三九
哈爾濱支店	哈爾濱特別市埠頭區地段街千二百一十一號地	梶浦滋	一、三、八、三、二五
吉林支店	吉林省吉林市商埠地五緯路第四百三十三號地	鈴木良太	一、三、六、八、五四
小西關支店	奉天省小西關大街門牌二百九十二號	松谷貞太郎	一、六、〇、九、三、四
山城鎮支店	奉天省海龍縣山城鎮中大街十八番地	矢野次郎	三、八、〇、七、〇八
朝陽鎮辦事處	奉天省海龍縣朝陽鎮東十字街路北	矢野次郎	三、六、四、五
與隆街支店	安東省安東縣與隆街十三號	高橋憲弘	山城鎮支店二合算
			七、八、八、七〇
			七、二、五、九、九九
			奉天支店二合算
			三、八、九、一、三九
			一、三、八、三、二五
			一、三、六、八、五四
			一、六、〇、九、三、四
			三、八、〇、七、〇八
			三、六、四、五
			山城鎮支店二合算
			七、八、八、七〇
			七、二、五、九、九九

輝春興産株式会社	間島省輝春	山本庄吉	400,000	1,600	3,900
圖們支店	間島省圖們春風街一〇ノ一	山本庄吉	100,000	本店ニ合算	
延吉支店	間島省延吉第一區一統ノ十二戸	岡本直吉		"	
明月溝支店	間島省明月溝	韓源根	50,000	"	
輝春共榮株式会社	間島省輝春西門外本通	石本惠吉	100,000	1,800	3,500
百草溝勸業株式会社	間島省百草溝	金河清	100,000	3,600	4,800
總計	五十五行			5,400	5,400

(二) 圓滿な現状 銀行法規適用以來、この法規に依つて書類の提出を要求したものに(1)金融月報、(2)月末諸勘定残高表、(3)預金貸出月末現在額表があるが、日本側銀行では爾來極めて圓滿にこの提出を履行してゐる。

また、一般の國內銀行に對してと同様に、幣制統一の建前からして、國幣以外の幣種に依る諸勘定の支拂禁止に關する通達をしたのであつたが、日本側銀行ではその趣

旨をよく理解され、現在忠實に遵奉されつゝある。

右の他、銀行法の適用に關して日本側銀行及我國政府にあつて何等不滿不便の聲なく一切圓滿な現状である。

(木) 第三國關係 第三國といふのは日本以外の外國のことで、茲では中國系銀行と歐米系銀行を指す。第三國關係といふのは此種の銀行に對する銀行法の適用はどういふことになつてゐるかといふことである。

それを云ふ前に、日本は法權を撤廢するがそれなら日本以外の外國でもとく中國に對して治外法權を有つてゐた第三國人は、この日本の治廢と一體どんな關係になるかを知つて貰はねばならぬ。答辯は次の昨年七月一日の外交部大臣の聲明で極めて瞭然である。

今次日本國との間に同國臣民の我國内に於ける居住及我國の同國臣民に對する課税等に關する條約を締結したる機

會に於て日本國臣民以外の外國人の我國内に於ける地位に付我政府の見解及意圖を明確にせんとす。

我國は建國に際し聲明及通告を發し列國が中華民國との間に條約に依り享有したる諸權利は國際法及國際慣例に照し之を尊重すべき趣旨を表明したり。而て或種外國は中華民國との條約に依り同國內に於て治外法權を享有し居るも同國より分離獨立したる我國が、同國の負へる對外義務中治外法權の如きものは之を繼承せざること國際法及國際慣例に照すも明白にして、即ち是等中華民國に於て治外法權を享有せる國の國民も然らざる國の國民も我國内に於ける地位は何等差別なき理とす。況や我國建國に際し聲明及通告を發してより四年餘を経過したるに拘らず僅少の國を除きては我聲明及通告に響應したるものなく從て前記聲明及通告は單に我國の對外方針の目標を一方的に明示したるに止まり之を默過し居る國に於て之を根據として何等權利を主張し得るの理由なきに於てをや。從て現在我國内に於ける是等外國國民の地位を律すべき規準は専ら我國の法令にして即ち是等外國國民は入國居住旅行營業其他一切の事項に關し我國の法令の制限に服すべきこと當然なり。

然しながら從來我國は中華民國に於て治外法權を享有したる外國の人民に付ては其の地位に急激なる變動を及ぼすを避くる意味にて事實上或る範圍に於て引續き治外法權を有せるが如き取扱を恩惠的に爲し來りたるが今や建國以來相當の期間を経過し我國穩健鞏固となり諸制度の整備益顯著なるものあり。殊に日本國は大同元年九月十五日調印の日滿議定書に依り我國に於て條約上治外法權を有し且我國在留の日本國人は極めて多數に上り又我國に於ける日本の

投資は頗る巨額に達するに拘らず我國の健全なる發達を援助するの見地より其の條約上有する治外法權を自發的に漸進的に撤廢することとなりたるに顧み右或種外國に對する恩惠的取扱を其のまゝ持續する必要なきを認むるのみならず之が持續は我國政上支障尠からざるを以て漸進的に右取扱を撤廢することに決せり。尤も右措置に關しては努めて和協を旨とすること言を俟たず。

尙此際一言すべきは我國に於ては今後日本國以外の關係外國との間に公正衡平且對等の原則に依り自國內にある相手國國民の地位に關し協定せんことを希望し之が交渉開始に應ずるの用意あること勿論なり。

これが聲明の全文である。我國が獨立を宣言した當時中華民國に於て治外法權を享有しつゝあつた外國は日本の外にイギリス、アメリカ、フランス、ブラジル、ノルウエー、ポルトガル、スウェーデン、スイス、ベルギー、イタリー、オランダ、スペイン、デンマーク、メキシコ、ベルーの十五ヶ國であつたが、若し是等の外國が我國の獨立を認めず中華民國の一部として治外法權を主張しても、既に獨立を宣言した我國が何で之に服従できよう。

そんならこういう第三國をどう取扱ふかといふと、日本の法權撤廢を機會として是等の治外法權も漸進的にしかも實行的に否認することに決定したのである。だから日本との第一次條約で金融關係の法規が日本人に適用されるに至れば第三國人にも亦適用されるのである。

かようにして銀行法も第三國人に適用されたが、元來が外國に本店を有する銀行であり、また外國に對する我國の紳士の好意もあるので、日本側銀行に對するやうに一律には行き兼ねることもあつた。次に中國側銀行と歐米側銀行に分つて述べてみよう。

一、中國側銀行

中國側銀行は中國銀行、交通銀行、金城銀行、大中銀行の四行であつて何れもその本店を中國に置く外國銀行である。是等に對する取扱は内國普通銀行に處したのと同

様に銀行法第二十一條の規定に準據して康德元年六月三十日までに「營業繼續の許可申請」を爲さしめたのである。許可は、外國銀行に對しては各營業所を營業主體の一單位と看做しその各々の營業所に就き財政部で實地検査を行つた上、内容が良好なものに對して與へられたのであつた。

許可を與へられたものは中國銀行十三、交通銀行八、金城銀行一、大中銀行一の二十三行であるが、元來是等の銀行は悉く舊政權時代の特殊條件下に發展した銀行であつたので、我國建國後幣制が整備され金融機關の統制が行はれるやうになつては、その往時の影をひそめざるを得なくなり、營業不振に陥りつゝある現状である。交通銀行八の内二は今日既に廢業したやうな有様である。

二、歐米側銀行

銀行法施行當時歐米系銀行と看做され銀行法に則し必要と認むる書類を提出したも

のは次の如くである。

銀行名	本	店	國內	營業	所
花旗銀行	(米) 紐	育	哈爾濱、奉天		
滙豐銀行	(英) 香	港	哈爾濱、奉天		
麥加利銀行	(英) 倫	敦	哈爾濱		
法亞銀行	(佛) 巴	里	哈爾濱		
信濟銀行	(米)		哈爾濱、海拉爾		
萬國儲金會	(佛) 上	海	哈爾濱、奉天		

右表の中花旗銀行は米國に、滙豐銀行と麥加利銀行とは英國に夫々國籍を置く外國銀行で一般銀行業務を營むものであるが、顧客は各々在滿米國又は英國の商人が主であり、營業を繼續しても別に支障を來たさぬものと認められたのでこの三行に對しては業務の繼續を承認した。しかし是等の銀行は漸次業務を縮少しつゝあり、花旗銀行

奉天支店の如きは康徳三年閉鎖廢止されて了つた。

法亞銀行及信濟銀行は夫々佛國及米國に國籍を置く外國銀行なりと自稱し、各々の領事館も亦そのことを確認した事實があつたのであるが、その法人格の根據及業務の内容に關して疑ひの餘地があつたので營業繼續に就て何等の承認も與へず、その推移を監視してゐた所、果して康徳二年十月信濟銀行は遂に醜狀を曝露して破産閉行、法亞銀行も亦これに伴つて休業整理をするに至つたものである。

萬國儲金會は佛國に國籍を置く外國法人で、富籤付債券販賣の方法に依り儲蓄預金を吸収し之を國外に投資して來たものであるが、此種の營業は我國金融會の發展を阻害し大いにその統制を紊すものと認められ、債券の新規發賣を禁止したのであつた。この結果儲金會は我國内に於ての主要な營業目的を失ひ、各營業所は目下清理中の状態である。

なほ右の表以外に、英國法人だと稱する英滿投資貿易有限公司（在哈爾濱）があり無許可で銀行業を営みつゝあつたが、銀行法に規定した期日までには營業繼續許可申請に必要と認むる書類を提出しなかつたので銀行業務の停止を命ぜられた。

2 無盡業法規の適用

(1) 無盡業法規 無盡業法は康徳三年九月五日勅令第四百十號で公布されたもの、全四十五ヶ條より成つてゐる。同日財政部令第三十一號で制定された無盡業法施行細則は全三十一ヶ條、何れも即日施行である。

我國には古くより拔會、友錢會、合會其他色々な名稱を用ひた所謂無盡の制度が存在してゐたが何等取締の法令はなかつたこと、處々に無盡會社設立の計畫があつたこと、無盡は公衆金融に重大な關係を有つてゐること等が本法制定の理由であつた。元

來無盡業は一般公衆の資金、殊に零細資金を無盡の方法に依つて融通運用する金融事業であるから、その事業の正不正から生ずる業界の盛衰如何は直ちに一般公衆、殊に細民の利害に甚大な影響を及ぼし、ひいては一般金融界への波及も亦重大なものである。本法は無盡會社の經營に適當な取締を行ひ庶民金融機關としての機能を充分發揮せしめ公衆金融に遺憾なきを期すことを目標として生れたのである。

本法は範を日本無盡業法より採つたもので、法の内容は一部を除けば日本無盡業法と殆んど同一である。左にざつと内容を説明しておく。

〔無盡業の許可方針〕 無盡業は廣く一般の零細資金を融通運用する、性質極めて重要な金融事業であるから、會社の亂立は極力防止して地方毎に適當な統制を圖り、發起人及經營者の人選には特に意を用ひ、人格者でなければ許可せぬ方針をとつてゐる。

〔無盡の定義〕 無盡といふのは一定の口數と給付金額とを定めて、定期的に掛金を拂込ませ、一口毎に抽籤入札その他類似の方法に依つて、掛金者に對し金錢の給付をするものを謂ふ。無盡類似の方法で金錢、有價證券又はその他の財産の給付を爲すものも亦同様にみる。

〔無盡業の許可〕

- 1 無盡業を營もうとする時には財政部大臣の許可を受けねばならぬ。之に反すれば五千圓以下の罰金である。
- 2 無盡會社は資本金五萬圓以上の株式會社に限定されてゐる。
- 3 無盡講の管理をする所謂無盡管理業も無盡業と看做される。

〔無盡といふ商號〕 無盡會社以外のものに對してはその商號中に「無盡」といふ文字を用ふことを禁止してゐる。

〔無盡會社に對する行政〕

- 1 認可（左の事項に付ては總て財政部大臣の認可を受けねばならぬ）
 - a 定款、事業方法及無盡契約々款の變更
 - b 營業所及代理店の設置及變更
 - c 取締役、監査役の選任及變更
 - d 利益金の處分
 - e 無盡會社の合併、解散又は業務廢止
- 2 監督（財政部大臣は無盡會社に對し左に掲げるやうな監督を行ふ）
 - a 業務上の報告を徴し又は帳簿書類を提出せしむる。
 - b 必要と認めるときは事業方法、無盡契約々款の變更、財産の供託、役員の改任及び其の他必要な命令を發する。

。法令、定款に違反し又は公益を害する行爲をした無盡會社に對しては營業許可取消命令を發する。

3 検査 受持の官吏に命じて無盡會社の業務及財産の状況を検査せしめる。

〔無盡會社業務上の制限〕

1 兼業禁止

2 資金運用の制限

3 自己無盡加入禁止

4 代理店の出張所及復代理店の禁止

5 給付金及掛金額變更の禁止

〔重役の責任と義務〕

1 無盡契約に基く會社債務を完済することが出来ぬときは取締役は連帶辨償責任

を負はねばならぬ。



2 常務に従事する取締役及支配人が他の營利を目的とする業務に従事しやうとするときは認可を受けねばならない。

3 監査役には監査書作成の義務がある。

〔罰則〕 規定に違反したものに對しては夫々五千圓、二千圓、千圓又は五百圓以下の罰金若は三百圓以下の過料に處せられる。

〔日本側に對する特則〕 本法施行の際、現に存在してゐる日本側の無盡會社は、財政部令の定める所に依つて届出をすればそれだけで許可のあつたものと看做される。

(ロ) 日本側無盡會社に對する適用 銀行法規の方は既に法規が存在してゐた所へ法權撤廢となつたので、條文を追加して日本側の便宜を圖つたのであるが、無盡業法規は撤廢後の制定であるから始めから法規中に「日本側に對する特則」を設け、制定

公布と同時に當然適用は開始されたのであつた。

「無盡業法第四十四條」

日本帝國領事官の認可を受けたる無盡會社にして本法施行の際現に存するものは財政部大臣の定むる所に依り其の旨届出を爲したるときは本法に依る許可を受けたるものと看做す

「無盡業法施行細則第三十條」

無盡業法第四十四條の規定に依る届出は本命施行後二月以内に届書に左の書類を添附して之を財政部大臣に提出すべし

- 一、日本帝國領事官の認可を受けたることを知るに足る書面
 - 二、定 款
 - 三、事業方法書
 - 四、無盡契約約款
 - 五、届出前日の日計表
 - 六、最終の營業報告書、財産目録、貸借對照表
- 損益計算書及利益の處分に關する書面

七、取締役、監査役及支配人の住所及氏名を記載したる書面

八、株主の氏名又は商號及其の持株數を記載したる書面

前項第七號の書面には無盡會社を代表する取締役又は常務に従事する取締役に付ては其の旨附記すべし

この特則によつて日本側の既存無盡會社は我國政府から新たに營業許可を受けずとも、單に届出をするだけで其の權利を確保し得るので、極めて圓滿に我國無盡業法の適用は行はれたのであつた。また其の手續に關しても前もつて左のやうな注意書を作つて日本大使館及領事館を通じて各無盡會社に對して周知方法を講ずると共に、營業届出書の取纏も日本大使館に依頼して萬事行き違ひのないやうにしたので此間に些の問題も生じなかつた。尙本法は滿鐵附屬地には未だ適用せられないが警察權の移讓と共にその適用を見る筈である。

滿洲國無盡業法の日本人適用に關し

日本側無盡會社に對する注意事項

滿洲國內に於て無盡業を営む日本側無盡會社は滿洲國無盡業法施行と同時に同法施行細則の適用あるを以て是等無盡會社は左記心得の上過誤なきを期すること

記

滿洲國無盡業法施行の際（康德三年九月五日）現に存する日本側無盡會社は同法施行後二ヶ月間（昭和十一年十一月五日迄）に次に掲ぐる書類を財政部大臣に提出したる者に限り同法に基く營業許可ありたるものと看做ざるを以て今後營業繼續を希望する者は必ず右期限内に之が手續を爲すべきこと（無盡業法第四十四條及同法施行細則第三十條參照）

尙必要書類は管轄日本領事館を經由して提出すべきこと

一、届書（届書は財政部大臣宛とし次の事項を記す）

（イ） 無盡業法第四十四條及同法施行細則第三十條に基き届出を爲すべきものなる旨（ロ） 届出無盡會社の營業所の位置、商號及役員又は代表者の記名捺印（ハ） 届出年月日（ニ） 添附提出書類の目録

二、日本帝國領事館の認可を受けたることを知るに足る書面（營業に關し領事官より許可、認可又は承認ありたる際の書類の寫にて足る）

三、定款（現行のもの）

四、無盡事業方法書（現行のもの、本書には各種無盡毎の豫定收支計算表をも含む）

五、無盡契約約款（現行のもの）

六、届出前日の日計表（届出前日の總勘定殘高表を云ふ、本表には代表者に於て捺印すること）

七、最終の營業報告書、財産目録、貸借對照表、損益計算書及利益の處分に關する書面（本項の書類は 康德三年六月 末現在の營業報告書にて足る）

八、取締役、監査役及支配人の住所氏名を記載したる書面（現在の重役及支配人の分のみとす尙當書類には會社を代表する取締役又は常務に従事する取締役に付ては其の旨を附記することを要す）

九、株主の氏名又は商號其の持株數を記載したる書面（届出當日現在の株主名以後を云ふ）

（ハ） 適用の好結果 無盡業法公布當時、附屬地外に在つて當然本法の適用を受けるものに間島無盡株式會社、吉林無盡株式會社、錦州無盡株式會社の三社があつたが期日の十一月五日までに何等の齟齬、懸念もなく届出を完了した。

附屬地内に在るものは當然には届出をしなくてもよいのであるが、撫順無盡株式會社、本溪湖の共信無盡株式會社、奉天の奉信無盡株式會社、新京の泰信無盡株式會社

鞍山無盡株式會社の五社は附屬地外に支店、出張所、營業所を設けてゐたり、また事實上附屬地外で仕事をしたりしてゐる關係上、本法の存在を無視するわけにゆかず、なかば自發的に營業の届出をしたのであつた。

なほ附屬地内のものに安東無盡、安東晝夜無盡の二社があるが、これは實際には手續をしなくてもいゝ程度にやつてゐたので届出は要求しなかつた。

右のやうに附屬地外の三社、附屬地内の五社、合計八社は圓滿に手續を終つた。殊に附屬地外で實際に仕事をしてゐる附屬地内のものに就ては我國政府、日本領事館、關東局等各機關連絡して色々と相談したのであるが夫れよりも營業者側に自發的届出の氣運が漲つてゐた事は手續の圓滿を更に圓滿にした點で、法權撤廢と言ふ大國策上寔に慶びに堪へぬところだとされてゐる。

尙、無盡業法規適用以來、同法規に依つて提出を要求した

1 無盡月報

2 實際報告表

の書類は、日本側無盡會社に於て極めて圓滑に履行してゐる。

無盡會社の亂立を防ぐための一都市一會社主義も現在恙無く實行せられており、其他無盡業法規の適用に關し日本側無盡會社も我國政府も何等不便を感ずることはなす。

〔附〕 全滿無盡協會

全滿無盡協會は、何れは法權も全面的に撤廢になるので前記我國無盡業法規の適用下にある八社に更に關東局管下にある六社を加へ、都合十四社を以て結成されてゐる。尤も既に昭和二年大連に事務所を置く全滿無盡協會があるにはあつたが、今般結成の協會は法權の全面的撤廢に備へるため、より範圍を擴大し關東州、附屬地、

附屬地外と全滿を網羅したもので入會社數も約増加され事務所も新京の泰信無盡内に移されてゐる。昨年の無盡業法適用當時には遠隔の無盡會社とよく連絡を圖り期日迄に届出を完了するやう中に入つて面倒を見たが今後とも新設の會社に就ては政府からの諮問に答へることゝなつてゐて、この協會の存在は政府の適當な指導と相俟つて我國今後の庶民金融のため尠からぬ貢獻をするものと觀られてゐる。

3 金融合作社法規の適用

(イ) 金融合作社 我國は建國以來王道政治の國是に基いて百政を改革し専ら國利民福の増進に努めて來たが、金融合作社の設立は此の王道政治の具顯に他ならいのである。由來我國民の經濟は遅々として發展しなかつたが、その重なる原因の一として地方細民が適當な金融機關を持たなかつたことを挙げ得る。都市に於ては從來と雖も極

めて不完全ながら銀行その他各種の金融機關が在つたのであるが、地方農村には近代的金融機關は全く缺如してゐたのであつた。尤も各地縣城には都市諸銀行の支店等が在る處も在つたけれども、此等は極めて一部分の上層階級が利用するに過ぎなかつた。従つて地方農村の中産階級以下の一般民衆は經濟的發達を圖る資金の融通を受ける方途がなかつたのである。

このやうな地方農村の有様に鑑みて、政府は建國の當初から何とかして農村金融の梗塞を打開し、農民經濟の改善を圖らうと鋭意研究を續けてゐたが、應急措置として先づ最初に斷行したのが春耕貸款である。春耕貸款と言ふの全滿農村の春耕に際し中央銀行より資金を融通すると言ふことである。しかし此は飽まで應急で、一方當局では恒久的の措置を考へてゐた。この恒久的措置として創設の運びに至つたのが即ち金融合作社なのである。

(ロ) 金融合作社法 右のやうにして金融合作社の創設を見、合作社網は日々擴げられて來たので今度は此を充分に保護監督して「王道政治の具顯」と言ふことに副ふやうにせねばならぬ。そこで康徳元年九月十七日勅令第百十七號に依り公布即日施行となつたのが金融合作社法である。本法は全百十七ヶ條より成つてゐる。なほ同月二十九日には財政部令第二十九號で金融合作社法施行規則を公布、全六十七ヶ條を以て施行上の細則を制定した。

本法定制以來今日に至るまで一縣一合作社主義の旗印の下に眞に王道樂土の建設を目指して努力を續けて來たが、成果見るべきものあり、一般からも喜ばれてゐる。さて本法の内容であるが、要するに本法及び本法附屬法令は何れも朝鮮金融組合令及び同監督規定を母法としてゐる關係上その内容も大同小異である。と言ふことは従つて關東州金融組合令及び同監督規定とも根幹が同じであつて兩者は酷似してゐると言ふ

ことにもなるのである。本法と此等の法令との差異を強いて求むれば、本法は滿洲農村の現状とか農村の風俗習慣とかを取入れて若干の修正が加へられてゐるが、まあこんなところであらう。

(ハ) 日本側に對する適用 第一次治廢によつて本法の適用を受けるのは朝鮮人の金融機關として存在してゐた金融會及び金融會聯合會である。元來この金融會及び同聯合會は前に言ふた朝鮮金融組合令及び同監督規定の下にあつて、日本領事館の認可を受け専ら在滿朝鮮人農民のため耕作資金を融通することを目的としてゐたもので、この目的の點から言へば、組織業務とも我國の金融合作社及び同聯合會と全く同様であるから合作社法の適用を受けるに至つても大して不都合はないのである。

故に金融會及び金融會聯合會の移管に當つては、合作社法適用の開始日なる康徳三年七月一日に勅令第百十一號を以て金融合作社法附則第三項として左の條文を追加し

既存金融會二十九、金融會聯合會一は別段の手續を要せずして直ちに金融合作社及び金融合作社聯合會と看做したのであつた。

尙本法は滿鐵附屬地内には未だ適用せられてゐないが將來の適用を見越して日滿當局間に既に必要なる準備を進めてゐる次第である。

金融合作社附則第三項

日本帝國領事館の認可を受け康徳三年七月一日に於て現に存する金融會及金融會聯合會は金融合作社及金融合作社聯合會と看做す但し金融會及金融會聯合會に對し本法を適用し難きものある場合は當分の間財政部大臣は別段の定を爲すことを得

なほこの但書にもあるやうに、政府としても一層慎重を期し、法の適用の圓滑を圖るため、同七月一日財政部令第二十二號を以て左の如き特例を公布し即日施行した。

金融合作社附則第三項の規定に依る

金融會及金融會聯合會の特例に關する件

第一條 金融會及金融會聯合會に對する金融合作社法及金融合作社法施行規則適用に關し同法令中金融合作社とある

は金融會、分事務所とあるは支所、社長とあるは會長、社員とあるは會員、金融合作社聯合會とあるは金融會聯合會とす

第二條 金融會聯合會は當分の間金融合作社聯合會とは別に存續し金融會を以て會員とす

第三條 金融會は其の業務に付金融合作社法第五條の規定に依るの外左の業務を行ふことを得

- 一 會員の爲に産業上必要な材料の共同購入を爲し又は會員の委託に依り其の生産物を販賣すること
- 二 會員の爲に其の生産物を倉庫に保管し又は之に對し倉荷證券を發行すること

第四條 金融會の會長の任期に關しては金融合作社法第三十二條第一項但し書の規定に拘らず定款を以つて別段の定を爲すことを得

第五條 金融合作社法第一百五條第三項中任期に關する規定は金融會聯合會理事長及理事に付ては之を適用せず

第六條 金融會及金融會聯合會の事業年度は金融合作社法施行規則第六條の規定に拘らず定款を以て別段の定を爲すことを得

第七條 當座預金特別當座預金通知預金及据置預金の利息計算に關しては金融合作社法施行規則第五十一條の規定に拘らず定款を以て別段の定を爲すことを得

第八條 金融會の貸付の擔保に付ては金融合作社法施行規則第二十七條及第二十八條の規定に依るの外不動産上權利

を徴することを得

四八

第九條 金融會及金融會聯合會の設立登記は財政大臣の通知に依り管轄登記官署職權を以て之を爲すべし

前項の通知は書面に依りて之を爲し金融會及金融會聯合會の現狀に於ける登記事項を記載すべし

第十條 金融會及金融會聯合會が本會施行前金融合作社及金融合作社施行規則に依り財政部大臣の許可認可若は指
定を要する事項に付従前の監督官廳の許可認可若は指定を受けたるものに付ては金融合作社及金融合作社施行規
則に依り許可、認可若は指定を爲したるものと看做す

前項の規定は金融會の理事副理事並に金融會聯合會の理事長及理事の任命に付之を準用す

第十一條 前條の許可、認可、指定又は任命を受けたる事項にして現に効力を有するものは康徳三年九月三十日迄に
該許可、認可、指定又は任命書寫を財政部大臣に提出すべし

附 則

本令は公布の日より之を施行す

(三) 故障なき進行振り 右のやうな附則や特例を設け法規上の完璧を計ると共に、一方金融會及び金融會聯合會の特殊事情をも參酌して其の實體は當分の間從來の

儘とし、また監督方針に就ても既に日本側に於て採り來つた方針を踏襲、指導の任に當る者には特に從來日本大使館に於てこの事務に従事してゐた者を採用する等、極めて慎重な態度で法の運用に當つてゐるので、移管は何等の故障もなく進行してゐる。

特に金融會聯合會の事務所が現に我國金融合作社聯合會内に移轉を了して、事務上の連絡統制に乗出してゐることは進行狀態の圓滿を物語る一證となるであらう。

其他金融合作社法規の適用に關し金融會、金融聯合會及び我國政府に於て不便を感ずるやうなことは別になし。

而も政府は決してこれに安心せず、眞に王道政治を具顯するために一層の用意と努力を怠らないのである。現に過ぐる二月にも三日間に亘つて全國金融合作社理事會を開催

一 我農村經濟更生上現行金融合作社の地位に關する根本的考察 (特に綜合組合制

四九

度採用を重點としての意見

- 二 金融合作社の實績に鑑み、制度又は運用上改善を要する事項
 - 三 地方農民の金融合作社に對する認識及信賴の程度
 - 四 金融合作社運動の遂行上障害と認めらるべき地方特殊事情並に之が改善意見
 - 五 貸付金の回收成績と其の良否の主因及過期貸款防止上現に採りつゝある措置並に其の實績（擔保貸付と保證貸付とに分ち説明を求む）
 - 六 金融合作社の貸出手續其の他金融合作社業勢に關し社員又は其の他に於て改善を要望しつゝある事項並に右に對する意見
- 等々の事柄につき各理事の體驗に基づく意見を傾聽し、合作社運動の向上に意を用ひてゐる。農民經濟の發達のため寄與する所益々大なるを思はしめるのである。

(木) 移管を完了した金融會一覽(省別)

安東省	三	(外に出張所一)
奉天省	八	(外に出張所二)
間島省	八	(外に出張所三)
吉林省	四	
濱江省	四	(外に出張所三)
三江省	一	(外に出張所二)
龍江省	一	
計	二九	

なほ右の外に新京金融聯合會一がある。

〔附一〕 金融合作社最近の業務統計

金融合作社業務統計(省別)

(負債) (康德四年四月末現在)

會別	社數	社員數	出資金	諸準備金	政府貸下 基金	借入金	預金及定期	雜勘定	利息金	合計
吉林省	一五	三三,五七	一,二〇,〇〇〇.〇〇	七〇,〇〇〇.五〇	三〇,〇〇〇.〇〇	一,五九,〇〇〇.〇〇	三,九八,四三〇.九	六,七七一.七三	一,四三二.一八三	四,六九,〇〇〇.一五
龍江省	一六	三三,八二	一,八三,〇〇〇.〇〇	五九,七九.〇〇	三〇,〇〇〇.〇〇	一,四八,〇〇〇.〇〇	七,八九八.八三	四,〇七五.〇六	一,〇〇,三三三.八八	二,七九,〇〇〇.六一
三江省	一五	四〇,〇〇	四〇,〇〇〇.〇〇	七,三二六.六	一〇〇,〇〇〇.〇〇	一,八五,〇〇〇.〇〇	三,五三九.九五	一,一三二.四四	五,六四〇.八〇	六,九四七.三二
濱江省	一八	二二,〇一	一〇,五五五.〇〇	七,八七五.〇〇	三〇,〇〇〇.〇〇	一,三〇,〇〇〇.〇〇	九,九七五.〇六	三,三〇三.三三	一,三七六.〇六	三,〇〇七.五九
安東省	一七	六,三三	三〇,九五〇.〇〇	六,八〇〇.〇〇	一〇〇,〇〇〇.〇〇	三,六〇〇.〇〇	一,二七八.〇〇	一,六四三.六四	四,一九七.六	七,五〇八.〇〇
奉天省	一四	六,〇五	三〇,四五〇.〇〇	三,三三六.三三	五〇,〇〇〇.〇〇	二,九四三.〇〇	三,六八三.九六	九,一五九.八四	三,〇二一.七六	八,〇八四.〇六
錦州省	一三	三,七三	一八,〇五〇.〇〇	六,六一三.一三	一〇〇,〇〇〇.〇〇	一,一〇〇,〇〇〇.〇〇	一,三二九.八九	四,三三三.〇七	八,五七五.三三	三,八七五.七二
熱河省	一五	六,〇三	三三,三三〇.〇〇	七,三三〇.〇〇	一〇〇,〇〇〇.〇〇	三,九〇〇.〇〇	八,七六四.九	五,八〇八.六	二,四四三.六	五,二八四.六一
興安南省	一	六,三	三三,五〇〇.〇〇	一,二〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇	六,〇〇〇.〇〇	一〇,六四〇.八	二,一三三.九	七,九三五.四	一〇,六三九.二
總計	一〇三	一七五,一五	八,九〇,〇〇〇.〇〇	五八八,〇三九.九	二,〇〇〇,〇〇〇.〇〇	九,一四三,〇〇〇.〇〇	九,七七八八.三三	四〇,六六八.三	八,七三三.五	三三,九〇九.〇〇
前月末總計	一〇三	一五五,五五	八,三三三,五〇〇.〇〇	五八八,〇三九.九	二,〇〇〇,〇〇〇.〇〇	五,八六九,〇〇〇.〇〇	九,〇〇〇,九〇六.六三	三九,七三三.三	七,三三三.六	二九,〇六六.〇三

(資產)

會別	未收出資金	貸付金	管理金	預便貯金	雜勘定	損失金	現金	合計
吉林省	九,〇五〇.〇〇	二,五八〇,五三.六	四,〇六〇.〇〇	一,五三三,六六.九	一,三七五.〇〇	三,〇〇三.三	六,九三五.一三	四,六九,〇〇〇.一五
龍江省	八,〇三〇.〇〇	一,九八七,九四.〇〇	四,九七三.〇〇	四,三三九.六	八,七九九.五二	六,九〇〇.六	九,五七七.六八	二,七九,〇〇〇.六一
三江省	一五,三三三.〇〇	三,〇〇〇,〇〇.〇〇	一〇,五五五.〇〇	一,七四三.四.七	三,五三三.九	一,八四四.九	九,〇三三.六	六,九四七.三二
濱江省	六,六五五.〇〇	一,八〇三,〇〇.〇〇	一〇,九五〇.〇〇	三,〇六六.三.六	六,七七五.四	三,五三三.三	五,〇三九.三三	三,〇〇七.五九
安東省	三,八四〇.〇〇	三,五三三.〇〇	五,九五.〇〇	三,〇八九.七.九	三,三七五.四	三,七三五.九	五,一五三.四	七,五〇八.〇〇
奉天省	二,五四三.二四	三,三三三.三.六	六,〇一〇.〇〇	一,五三〇.八.八.九	一,四七五.八.七	一,七二二.三.九	四,三三三.九	八,〇八四.〇六
錦州省	四,三三三.〇〇	一,八八九.四.〇〇	一,四三三.〇〇	七〇六.四.三.四	三,四四四.三	六,八七七.六	二,七三三.三	二,八七五.七三
熱河省	三,〇九三.〇〇	三,〇四九.〇〇	三,五〇〇.〇〇	一,九七九.九.六	四,四九四.三	三,〇〇三.三	二,六四三.二	五,二八四.六一
興安南省	二,六三三.〇〇	六,八五三.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	二,三三六.七	一,〇〇〇.〇〇	三,八三五.九	五,〇七七.三	一〇,六三九.二
總計	六七,五七三.四	一四,三七一,八四三.三	一四,三九九.〇〇	五,六三三,三九九.四	五,八九九.六	五,六四四.九三	五,〇四七.三三	三三,九〇九.〇〇
前月末總計	五九,一三三.八	一〇,九九九,一〇三.五	一四,三九九.〇〇	五,〇九三,四四.一	五,七〇一.七三	五,〇八九.六	五,七三五.三	二九,〇六六.〇三

(附二)

省別	金融會名	使		計
		農		
		農耕資金	年租資	
吉林	1 吉林	96,268.42		34.82
	2 敦化	34,508.55		12.10
	3 新京	44,821.98		16.39
	4 公主嶺	69,361.31		25.11
	計	244,960.26		88.62
龍江	1 齊齊哈爾	42,851.83		15.83
	計	42,851.83		15.83
三江	1 佳木斯	23,267.42		8.42
	(富錦)	未 詳		
	計	23,267.42		8.42
濱江	1 哈爾濱	75,455.94		27.46
	(綏化)	(27,725.69)		(10.64)
	2 珠河	36,264.87		13.22
	3 牡丹江	89,452.47		32.17
	(東京城)	(23,143.64)		(8.40)
安東	4 綏芬河	13,346.47		4.82
	(密山)	(5,999.16)		(2.20)
	計	214,519.75		77.06
	1 安東	97,523.26	2,767	10.09
	(輯安)	(63,230.81)		(23.81)
東	2 長白	48,600.66		17.66
	3 通化	50,830.88		18.88
	計	196,954.80	2,767	70.63
奉天	1 河北	257,616.42		93.82
	2 奉天	79,175.62	22,040	28.33
	3 營口	27,270.33	6,918	9.24
	4 撫順	22,623.54	2,630	3.80
	5 鐵嶺	49,617.06	5,860	8.01
	6 開原	34,456.84	15,009	20.24
	(西豐)	(5,967.48)		(8.88)
	7 山城鎮	88,512.29	30	4.34
(三源浦)	(12,677.31)		(17.31)	
遼南	8 鄭家屯	5,325.00		2.00
	計	564,597.10	52,499	70.78
	1 龍井	147,028.08		53.50
	2 老頭溝	41,740.95		15.22
	3 明月溝	15,699.00		5.80
	4 延吉	68,511.03	3,840	13.29
	5 圖們	30,534.00		11.30
	6 頭道溝	55,522.64	135	5.76
(三道溝)	(20,716.00)		(7.50)	
島	7 百草溝	36,771.02		13.69
	(三岔口)	(7,286.00)		(2.70)
	8 瑯春	81,316.63	31,490	30.72
	(東興鎮)	(4,307.35)		(1.59)
計	477,123.35	35,795	13.18	
總計	1,764,274.51	91,057	70.52	
前月末總計	2,104,214.12	94,483	69.98	

(附二)

所屬金融會貸付金使途類別表

康德4年3月31日現在

省別	金融會名	使						途				合計		
		農		業		資		金	舊	米	商		工	業
		農耕資金	年租資金	土地改良資金	家屋建築資金	土地購入資金	其ノ他							
							小計							
吉林	1 吉林	96,268.42			94.68	7,437.54	103,800.64	220.00	2,000.00	5,914.18			111,934.82	
	2 敦化	34,508.55			212.24	4,652.00	39,372.79	1,245.00		460.00	164.31		41,242.10	
	3 新京	44,821.98		1,941.00			46,762.98			26,362.22	16,523.69		106,931.39	
	4 公主嶺	69,361.31					69,361.31		880.00				70,241.31	
	計	244,960.26		1,941.00	306.92	12,089.54	17,282.50	276,580.22	1,465.00	2,880.00	32,736.40	16,688.00	330,349.62	
龍江	1 齊齊哈爾	42,851.83					42,851.83		390.00				43,241.83	
	計	42,851.83					42,851.83		390.00				43,241.83	
三江	1 佳木斯	23,267.42					23,267.42						23,267.42	
	(富錦) 計	23,267.42					23,267.42						23,267.42	
濱江	1 哈爾濱	75,455.94		31,329.93			106,785.87	1,667.00		28,224.73	13,652.86		150,330.46	
	(綏化)	(27,725.69)					(27,725.69)				(12,670.95)		(40,396.64)	
	2 珠河	36,264.87		1,017.96			37,282.83		700.00				37,982.83	
	3 牡丹江	89,452.47		6,000.00	7,572.51	8,720.00	111,744.98	577.00	25,545.01	15,651.18			153,518.17	
	(東京城)	(23,143.64)		(6,000.00)		(900.00)	(30,043.64)		(4,680.00)	(2,377.70)			(37,101.40)	
4 綏芬河	13,346.47			65.74		13,412.21		215.00				13,627.21		
(密山)	(5,999.16)			(65.74)		(6,064.90)		(215.00)				(6,279.90)		
計	214,519.75		38,347.89	7,638.25	8,720.00	4,853.39	274,079.28	2,459.00	26,245.01	43,875.91	13,652.86		360,312.06	
安東	1 安東	97,523.26	2,767.31		2,860.00	11,838.00	5,844.01	120,832.58	12,904.07		17,413.46	3,807.98	154,958.09	
	(輯安)	(63,230.81)				(5,500.00)		(68,730.81)	(8,214.00)				(76,944.81)	
	2 長白	48,600.66				9,870.00		58,470.66					58,470.66	
	3 通化	50,830.88						50,830.88		1,390.00			52,220.88	
計	196,954.80	2,767.31		2,860.00	21,708.00	5,844.01	230,134.12	12,904.07	1,390.00	17,413.46	3,807.98	265,649.63		
奉天	1 河北	257,616.42					257,616.42		3,248.40		20,385.00		281,249.82	
	2 奉天	79,175.62	22,040.00	4,800.00		6,360.00	112,375.62	5,895.00		6,851.71	800.00		125,922.33	
	3 營口	27,270.33	6,918.55	7,494.47		11,400.00	53,083.35	3,500.00	25,800.00	944.89	1,413.00		84,741.24	
	4 撫順	22,623.54	2,636.38		1,900.00		27,365.92		2,000.00	2,281.88			31,647.80	
	5 鐵嶺	49,617.06	5,860.00		476.52	2,730.00	536.00	59,259.58	3,482.62		1,875.42	41,916.39	106,534.01	
	6 開原	34,456.81	15,009.00	5,495.40	1,954.00	1,130.00	1,243.00	59,288.24		8,465.00	910.00	2,920.00	71,583.24	
	(西豐)	(5,967.48)		(30.40)				(5,997.88)					(5,997.88)	
	7 山城鎮	88,512.29	30.00		125.00			88,667.29		2,445.05	405.00		91,517.34	
(三源浦)	(12,677.31)	(30.00)		(125.00)			(12,832.31)		(100.00)	(405.00)		(13,337.31)		
8 鄭家屯	5,325.00						5,325.00					5,325.00		
計	564,597.10	52,493.93	17,789.87	4,455.52	21,660.00	1,985.00	662,981.42	12,877.62	41,958.45	13,268.90	67,434.39		798,520.78	
遼南	1 龍井	147,028.08			4,689.00	64,207.38	817.00	216,741.46	13,545.04		2,576.00		232,862.50	
	2 老頭溝	41,740.95		2,660.00	21.44	14,678.76		59,101.15	16,338.05		7,162.02		82,601.22	
	3 明月溝	15,699.00			2,173.00	44,567.00		62,439.00	6,007.00				68,446.00	
	4 延吉門	68,511.03	3,845.00		2,789.94	75,305.96		150,451.93	46,378.36				196,830.29	
	5 圖們	30,534.00			11,912.00	48,178.00		90,624.00	10,155.00		9,084.00		109,863.00	
	6 頭道溝	55,522.64	135.00	1,347.54	5,818.10	35,645.82		98,469.10	31,985.78		1,949.88	124.00	132,528.76	
	(三道溝)	(20,716.00)	(135.00)	(290.00)	(3,115.00)	(12,911.00)		(37,167.00)	(4,604.00)		(90.00)		(41,861.00)	
	7 百草溝	36,771.02	316.00	5,751.00	1,810.00	38,487.67		83,135.69	1,269.00	350.00	1,091.00	2,441.00	88,286.69	
(三岔口)	(7,286.00)	(316.00)	(1,810.00)	(1,038.00)	(12,440.00)		(22,260.00)				(2,203.00)	(24,463.00)		
8 琿春	81,316.63	31,497.73	3,095.00	3,837.00	104,421.76		224,168.12	48,928.60		2,620.00	194.00	275,910.72		
(東興鎮)	(4,307.35)			(50.00)			(6,507.35)					(6,507.35)		
計	477,123.35	35,793.73	12,853.54	33,050.48	425,492.35	817.00	985,130.45	174,606.83	350.00	24,482.90	2,759.00		1,187,329.18	
總計	1,764,274.51	91,054.97	70,932.30	48,311.17	489,669.89	30,781.90	2,495,024.74	204,312.52	73,213.46	131,777.57	104,342.23		3,008,670.52	
前月末總計	2,104,214.12	94,482.80	119,349.72	48,881.58	417,251.97	30,341.50	2,814,521.69	220,490.33	267,815.31	165,424.35	97,255.30		3,565,506.98	

(附三)

聯合會

31日現在

省別	金融會名	拂込未済 出資金	計	純損金
吉 林	1 吉林	44,802.86		
	2 敦化	17,810.87	7.16	
	3 新京	16,345.00	0.83	
	4 公主嶺	8,631.00	6.01	
	計	87,589.73	0.90	
龍 江	1 齊齊哈爾	7,102.00		
	計	7,102.00	2.36	4,835.58
三 江	1 佳木斯 (富錦)	8,125.15		
	計	8,125.15	1.06	4,321.55
濱 江	1 哈爾濱 (綏化)	8,219.81		
	2 珠河		7.91	
	3 牡丹江 (東京城)	9.00	29)	
	4 綏芬河 (密山)	54.00	5.11	
	計	8,282.81	5.85	(3,999.20)
安 東	1 安東 (輯安)	43,676.92		
	2 長白 通化	17,244.00	66)	(4,484.83)
	計	74,055.92	1.52	8,260.00
奉 天	1 河北	8,927.00	1.48	8,260.00
	2 奉天	28,412.16	1.53	
	3 營口	15,473.00	71)	80.56
	4 撫順	7,987.50	1.17	
	5 鐵嶺	9,101.69	1.22	
	6 開原 (西豐)	3,299.00	1.56	
	7 山城鎮 (三源浦)	27,312.10	47)	(1,264.72)
	8 鄭家屯	5,132.00	67)	(107.25)
	計	105,644.45	11)	
遼 寧	1 龍井	32,617.00	91)	80.56
	2 老頭溝	18,323.00	24)	
	3 明月溝	8,991.00	81)	
	4 延吉	23,328.00	35)	
	5 圖們	16,686.00	56)	
	6 頭道溝 (三道溝)	20,187.00	09)	
	7 百草溝 (三岔口)	17,685.00	89)	
	8 碾春 (東興鎮)	23,897.00	30)	(2,089.21)
	計	161,714.00	96)	(3,622.54)
總計		452,514.06	65)	
前月末總計		495,564.98	55)	23,609.45
			07)	53,900.69

(附三)

所屬金融會資產負債總括一覽表

金融會聯合會

康德4年3月31日現在

(資產之部)

省別	金融會名	拂出資	未濟金	貸出金	所有物	媒介貸付金	未決算勘定	雜勘定	預ヶ金	現金	損失金	合計	純損金
吉林	1 吉林	44,802.86		111,934.82	11,253.77		9,719.56	543.24	4,808.49	12,760.13	31,194.29	227,017.16	
	2 敦化	17,810.87		41,242.10	7,302.25		1,259.85	1,045.00	22,637.79	1,496.42	16,206.55	109,000.83	
	3 新京	16,345.00		106,931.39	1,871.22		962.86	4,139.56	73,076.90	2,342.42	17,536.66	223,206.01	
	4 公主嶺	8,631.00		70,241.31	720.00		42.50	500.00	2,386.10	808.94	14,211.05	97,540.90	
	計	87,589.73		330,349.62	21,147.24		11,984.77	6,227.80	102,909.28	17,407.91	79,148.55	656,764.90	
龍江	1 齊齊哈爾	7,102.00		43,241.83	2,469.00		4,000.00	500.00	1,723.77	39.63	14,326.13	73,402.36	4,835.58
	計	7,102.00		43,241.83	2,469.00		4,000.00	500.00	1,723.77	39.63	14,326.13	73,402.36	4,835.58
三江	1 佳木斯	8,125.15		23,267.42	661.00		12,020.80	31,023.80	2,286.67	7,872.97	19,863.25	105,121.06	4,321.55
	(富錦) 計	8,125.15		23,267.42	661.00		12,020.80	31,023.80	2,286.67	7,872.97	19,863.25	105,121.06	4,321.55
廣江	1 哈爾濱	8,219.81		150,330.46	33,711.08		627.48	29,646.75	15,712.17	6,691.90	57,308.26	302,247.91	
	(綏化)			(40,396.64)	(430.00)		(126.33)		(1,360.36)	(50.00)	(15,380.96)	(57,744.29)	
	2 珠河			42,777.22	9,865.85		295.70	690.00	46,124.02	11,971.28	19,861.04	131,585.11	
	3 牡丹江	9.00		153,518.17	10,834.00		2,278.08	59,160.94	28,625.14	30,287.65	53,882.87	338,595.85	
	(東京城)			(37,101.40)	897.00		(10.00)		(123.52)	(8,387.55)	(13,434.21)	(59,953.68)	(3,999.20)
	4 綏芬河	54.00		13,686.21	1,345.00			7,493.38	2,242.32	10,775.25	20,953.83	56,549.99	6,111.76
	(密山)			(6,338.90)	(690.00)				(1,600.00)	(508.07)	(8,581.43)	(17,718.40)	(2,323.43)
	計	8,282.81		360,312.06	55,755.93		3,201.26	96,591.07	92,703.65	59,726.08	152,006.00	828,978.86	6,111.76
安東	1 安東	43,676.92		154,958.09	32,778.61		2,110.45	83,706.28	13,030.86	6,954.92	40,862.05	378,078.18	
	(輯安)			(76,944.81)	(4,851.73)		(727.50)		(3,889.69)	(2,519.70)	(14,137.13)	(103,070.56)	(4,484.83)
	2 長白	17,244.00		58,470.66	4,728.60		274.00	1,750.00	1,227.43	3,362.03	12,540.80	99,597.52	8,260.00
	通化	13,135.00		52,220.88	473.00		224.74	3,147.68	1,566.39	3,062.82	15,175.27	89,005.78	
	計	74,055.92		265,649.63	37,980.21		2,609.19	88,603.96	15,824.68	13,379.77	68,578.12	566,681.48	8,260.00
奉天	1 河北	8,927.00		281,249.82	14,054.00		10,106.85	500.00	25,585.67	2,780.58	42,669.61	385,873.53	
	2 奉天	28,412.16		125,922.33	2,350.00		386,115.46	25,498.78	19,512.32	1,001.58	36,026.08	624,838.71	80.56
	3 營口	15,473.00		84,741.24	15,100.00		4,925.57	500.00	13,123.48	8,269.52	31,637.36	173,790.17	
	4 撫順	7,987.50		31,647.80	655.00		360.15	9,686.69	6,624.10	1,647.42	18,414.56	77,023.22	
	5 鐵嶺	9,101.69		106,534.01	7,140.50	1,870.00	226.27	500.00	1,382.68	8,913.88	20,643.53	156,312.56	
	6 開原	3,299.00		71,583.24	880.00		34	2,890.44	30,677.31	5,357.77	29,906.37	144,594.47	
	(西豐)			(5,997.88)	(300.00)				(1,202.68)	(504.83)	(5,356.96)	(13,362.35)	(1,264.72)
	7 山城鎮	27,312.10		91,517.34	12,181.77		2,233.33	2,820.15	2,821.90	12,947.94	29,374.14	181,208.67	
(三源浦)			(13,337.31)	(350.00)		(278.75)		(15.00)	(4,258.45)	(6,981.90)	(25,221.41)	(107.25)	
	8 鄭家屯	5,132.00		5,325.00	645.00			523.34	19,405.83	1,654.46	11,817.28	44,502.91	
	計	105,644.45		798,520.78	53,006.27	1,870.00	403,967.97	42,919.40	119,133.29	42,573.15	220,508.93	1,788,144.24	80.56
遼南	1 龍井	32,617.00		232,862.50	28,770.00			2,192.73	135,543.09	1,883.33	29,507.16	463,375.81	
	2 老頭溝	18,323.00		82,601.22	2,638.00	425.00		541.84	15,737.23	11,907.52	10,750.54	142,924.35	
	3 明月溝	8,991.00		68,446.00	8,200.00	14,355.00	600.00	500.00	13,442.94	24,307.07	12,187.55	151,029.56	
	4 延吉	23,328.00		196,830.29	5,460.00	131,552.39		2,019.81	69,776.97	1,429.12	26,696.51	457,093.09	
	5 圖們	16,686.00		109,863.00	5,200.00		74.50	500.00	17,134.86	1,139.46	18,407.07	169,004.89	
	6 頭道溝	20,187.00		132,528.76	1,674.00	250,894.14		810.00	56,962.93	12,299.46	25,122.01	500,478.30	
	(三道溝)			(41,861.00)	(540.00)	(34,644.79)				(7,044.63)	(8,971.97)	(93,062.39)	
	7 百草溝	17,685.00		88,286.69	25,134.10	103,689.13	18.00	500.00	5,506.61	6,835.00	25,070.43	272,724.96	
(三岔口)			(24,463.00)	(535.00)	(60,060.38)			(1,771.45)	(17,644.00)	(10,185.10)	(114,658.93)	(2,089.21)	
	8 碾春	23,897.00		275,910.72	4,923.00	10,604.48	81.10	5,268.93	40,055.32	5,507.83	35,045.28	401,293.69	
	(東興鎮)			(6,507.35)	(773.00)				(12.56)	(1,444.45)	(5,111.44)	(13,848.80)	(3,622.54)
	計	161,714.00		1,187,329.18	81,999.10	511,520.14	773.60	12,333.34	354,159.95	65,308.79	182,786.55	2,557,924.65	
總計		452,514.06		3,008,670.52	253,018.75	513,390.14	438,557.59	278,599.37	688,741.29	206,308.30	737,217.53	6,577,017.55	23,609.45
前月末總計		495,564.98		3,565,506.98	262,135.45	522,843.40	484,062.26	449,222.94	695,225.10	188,390.99	588,077.97	9,251,030.07	53,900.69

[附三之一]

省別	金融會名	會員數	出資金計	純益金
吉林	1 吉林	5,905	59,050.7.16	4,099.94
	2 敦化	2,608	28,900.0.83	1,760.00
	3 新京	1,730	21,200.06.01	5.80
	4 公主嶺	1,356	13,950.0.90	560.23
	計	11,599	123,100.4.90	6,425.97
龍江	1 齊齊哈爾	854	8,540.02.36	
	計	854	8,540.02.36	
三江	1 佳木斯 (富錦)	593	14,590.01.06	
	計	593	14,590.01.06	
濱江	1 哈爾濱 (綏化)	1,787	19,420.07.91 (.29)	5,709.94 (740.00)
	2 珠河	1,063	13,160.05.11	2,072.13
	3 牡丹江 (東京城)	2,522	30,010.05.85 (.68)	702.97
	4 綏芬河 (密山)	1,298	14,650.09.99 (.40)	
	計	6,670	77,240.08.86	8,485.04
安東	1 安東 (輯安)	4,310	50,930.08.18 (.71)	982.64
	2 長白	1,849	19,160.07.52	
	3 通化	2,075	26,270.05.78	3,241.26
	計	8,234	96,360.01.48	4,223.90
奉天	1 河北	1,530	15,610.03.53	10,501.81
	2 奉天	2,204	40,890.08.71	
	3 營口	1,797	25,940.00.17	519.59
	4 撫順	1,087	23,660.03.22	101.05
	5 鐵嶺	1,077	17,050.02.56	2,694.49
	6 開原 (西豐)	1,717	33,850.04.47 (.35)	3,019.54
	7 山城鎮 (三源浦)	3,520	38,407.08.67 (.41)	113.34
	計	13,704	203,747.04.24	18,096.89
遼南	1 龍井	4,376	44,990.05.81	5,311.23
	2 老頭溝	2,022	20,360.04.35	3,042.19
	3 明月溝	999	9,990.09.56	2,405.41
	4 延吉	2,586	25,920.03.09	3,188.51
	5 圖們	1,849	18,540.04.89	3,371.10
	6 頭道溝 (三道溝)	2,167	22,430.08.30 (.39)	3,655.89 (360.89)
	7 百草溝 (三岔口)	1,958	19,650.04.96 (.93)	1,169.40
	8 碾春 (東興鎮)	2,544	27,980.03.69 (.80)	4,906.48
	計	18,501	189,860.04.65	27,550.21
總計		60,155	713,437.07.55	64,282.01
前月末總計		64,325	769,457.00.07	102,006.89

(附三之一)

(負債之部)

省別	金融會名	會員數	出資金	政下附金	法定準備金	特別積立金	借入金	預金及定期積金	職員身元保證金	振込金	未決算	雜勘定	利益金	合計	純益金
吉林	1 吉林	5,905	59,050.00	15,000.00	1,702.14	800.00	30,000.00	82,874.35	79.82		271.71	1,944.91	35,294.23	227,017.16	4,099.94
	2 敦化	2,608	28,900.00	5,000.00	131.46			54,051.18			517.85	2,433.89	17,966.55	109,000.83	1,760.00
	3 新京	1,730	21,200.00	9,820.77	650.00	650.00	50,133.42	122,565.36			394.00	250.00	17,542.46	223,206.01	5.80
	4 公主嶺	1,356	13,950.00				46,623.69	10,767.64			11,178.29	250.00	14,771.28	97,540.90	560.23
	計	11,599	123,100.00	29,820.77	2,483.60	1,450.00	126,757.11	270,258.43	79.82		12,361.85	4,878.80	85,574.52	656,764.90	6,425.97
龍江	1 齊齊哈爾	854	8,540.00	3,000.00			30,319.84	10,947.40							
	計	854	8,540.00	3,000.00			30,319.84	10,947.40			10,689.32	415.25	9,490.55	73,402.36	
三江	1 佳木斯(富錦)	593	14,590.00	4,000.00			58,300.25	11,616.07			810.55	262.49	15,541.70	105,121.06	
	計	593	14,590.00	4,000.00			58,300.25	11,616.07			810.55	262.49	15,541.70	105,121.06	
濱江	1 哈爾濱(綏化)	1,787	19,420.00	25,000.00	12,000.00	10,000.00	72,779.91	55,615.64			7,522.35	36,891.81	63,018.20	302,247.91	5,709.94
	2 珠河	1,063	13,160.00		11,065.40		31,000.00	53,786.13			(915.43)	(28,976.85)	(16,120.96)	(157,744.29)	(740.00)
	3 牡丹江(東京城)	2,522	30,010.00	6,000.00		1,000.00	14,402.96	174,215.18			325.41	315.00	21,933.17	131,585.11	2,072.13
	4 綏芬河(密山)	1,298	14,650.00	3,000.00			9,597.04	6,725.78			76.82	58,305.05	54,585.84	338,595.85	702.97
	計	6,670	77,240.00	34,000.00	23,065.40	11,000.00	127,779.91	290,342.73			(20,670.15)	(29,830.98)	(9,435.01)	(59,953.68)	
安東	1 安東(輯安)	4,310	50,930.00		20,628.00	2,100.00	61,000.00	79,242.61			8,416.30	102,755.24	154,379.28	828,978.86	8,485.04
	2 長白	1,849	19,160.00	5,000.00			61,500.00	9,292.52			38,844.60	83,488.28	41,844.69	378,078.18	982.64
	3 通化	2,075	26,270.00	3,000.00			31,000.00	8,535.68			(7,520.35)	(80.69)	(9,652.30)	(20,463.71)	
	計	8,234	96,360.00	8,000.00	20,628.00	2,100.00	153,500.00	97,070.81			(3,210.37)	(250.00)	4,280.80	99,597.52	3,241.26
奉天	1 河北	1,530	15,610.00	17,500.00			233,720.53	48,729.84			40,492.37	83,988.28	64,542.02	566,681.48	4,223.90
	2 奉天	2,204	40,890.00	5,000.00			90,000.00	79,905.06			2,276.00	14,865.74	53,171.42	385,873.53	10,501.81
	3 營口	1,797	25,940.00	10,000.00	1,000.00	600.00	36,000.00	65,818.92	42.81		346,569.78	26,528.35	35,945.52	624,838.71	
	4 撫順	1,087	23,660.00	3,500.00	8,030.00	1,362.53		21,210.12			874.45	1,277.04	32,236.95	173,790.17	519.59
	5 鐵嶺	1,077	17,050.00	6,000.00	15,165.65	3,727.75	63,139.25	23,972.94			7.70	737.26	18,515.61	77,023.22	101.05
	6 開原(西豐)	1,717	33,850.00		16,500.00	4,000.00		47,922.62			3,017.05	901.90	23,338.02	156,312.56	2,694.49
	7 山城鎮(三源浦)	3,520	38,407.00	5,000.00	10,041.72		57,167.46	31,040.39	1,372.39		6,949.01	2,446.93	32,925.91	144,594.47	3,019.54
	計	13,704	203,747.00	47,000.00	50,737.37	9,690.28	480,027.24	340,203.98	1,457.20		(25.44)	(1,936.77)	(4,094.24)	(13,362.35)	
遼南	1 龍井	4,376	44,990.00	45,023.00	58,141.63		25,000.00	244,601.34			360,888.09	55,867.82	238,525.26	1,788,144.24	18,096.89
	2 老頭溝	2,022	20,360.00		21,977.00	36,084.26	18,500.00	26,283.77							
	3 明月溝	999	9,990.00	11,000.00		8,018.59	6,500.00	85,367.40		425.00					
	4 延吉	2,586	25,920.00	23,353.00	25,780.00		26,569.00	188,768.71		14,355.00					
	5 圖們	1,849	18,540.00	18,982.00	14,573.98		17,431.00	76,625.81		131,552.39					
	6 頭道溝(三道溝)	2,167	22,430.00	34,500.00	28,398.80	2,782.00	40,000.00	90,551.84			312.70				
	7 百草溝(三岔口)	1,958	19,650.00	12,165.00	13,000.00		35,000.00	62,015.40							
	8 輝春(東興鎮)	2,544	27,980.00	38,000.00	33,167.48		70,000.00	178,564.54							
	計	18,501	189,860.00	183,023.00	195,038.89	46,884.85	239,000.00	952,778.81		512,567.14	699.37	28,235.83	209,836.76	2,557,924.65	27,550.21
總計		60,155	713,437.00	308,843.77	291,953.26	71,125.13	1,215,684.35	1,973,218.23	1,537.02	512,567.14	434,357.85	276,403.71	777,890.09	6,577,017.55	64,282.01
前月末總計		64,325	769,457.00	316,320.77	282,976.90	23,940.28	1,946,122.45	1,802,145.65	1,739.90	526,114.55	496,489.29	449,539.11	636,184.17	7,251,030.07	102,006.89

4 爲替管理法規の適用

(1) 爲替管理法 替爲管理法は康德二年十一月三十日勅令第百四十一號で公布され同年十二月十日から施行されてゐる。全八ヶ條、なほ關係命令としては同十一月三十日附による財政部令で爲替管理法に基く命令の件(全二十ヶ條)、爲替管理法に關する施行手續の件(全十四ヶ條)、が公布されて居り、越えて康德四年一月二十六日には外國爲替銀行の海外指圖に依る支拂の制限に關する爲替管理法に基く命令の件が公布されてゐる。右の外對獨爲替統制に關する件(全五ヶ條)もある。

爲替管理法の内容は大體日本の爲替管理法令と同様で、目的とする所は我國の産業、經濟の圓滿な發達を計り民衆の福利を増進するために國幣の價值を安定強化し幣制の基礎を鞏固にすると共に資本の國外逃避を防ぐことにある。日本の法令と違つて

ゐる主な點は

五六

- 一 我國の特殊事情特に日滿經濟の特殊關係を考慮して必要な緩和規定が設けられてゐること
 - 二 特種なものとして現銀の賣買、輸出入、運送等に關する取締規定が設けられてゐること
 - 三 法令は國內の實情に即し簡明直截を期してゐること
- 等であらう。とにかく本法に依つて國幣の思惑賣買は禁止され、國外に送金する場合にも規定によつて許されたもの以外は凡て許可を得なければならぬことゝなつたのである。尙茲に注意すべきは本法中の外國及外國通貨に關し日滿兩國の經濟上の不可分關係に基き夫々關東州及日本國通貨を特殊扱としてゐることである。
- そんなら本法に依つて禁止せられた事項、許可を得なければならぬ事項とは一體と

んなものであるか、次にこれを列舉して置かう。

一 禁止事項

- (1) 投機的目的を以てする外國通貨(債權を含む)、外國爲替(國內より國外に仕向け又は國外より國內に仕向けた爲替手形、小切手、電信爲替及郵便爲替を謂ふ、關東州は外國とす、以下同し)の賣買
- (2) 現大洋、現小洋其の他の舊銀通貨の賣買、但し滿洲中央銀行に賣却する場合は此の限でない

二 要許可事項

- (1) 國幣又は日本國法令に基く通貨を對價とする外國通貨(日本國法令に基く通貨を除く)、外國爲替(關東州及日本國に向けたものを除く)の買入
- (2) 外國(關東州及日本國を除く)に對する送金
- (3) 外國(關東州及日本國を除く)に於て爲した委託に基き國內に於て爲す支拂
- (4) 外國通貨(舊銀通貨を含む、但し日本國法令に基く通貨を除く)の輸入
- (5) 金地金(砂金を含む)、金の合金、金を主たる材料とする物、銀貨(舊銀通貨を含む、但し日本國法令に基く銀貨を除く)若は銀地金の輸出
- (6) 金地金(砂金を含む)、銀貨(舊銀通貨を含む、但し日本國法令に基く銀貨を除く)若は銀地金を輸送機關

五七

に託して輸送すること

五八

(7) 國內に於て外國通貨（日本國法令に基く通貨を除く）に依り社債を發行、預金若は消費貸借の契約を爲すこと

三 不要許可事項

左に掲げる場合は前項(1)(2)(3)に付許可を受くることを要しない

(1) 外國よりの貨物の輸入又は外國への貨物の輸出の爲必要なとき

(2) 公債、社債、借入金若は預り金の元利金又は株式配當金其の他之に準ずる収益を外國に住所を有する權利者に送る爲必要なとき

(3) 外國に旅行せんとする者一箇年内の所要旅費を携帶する爲必要なとき

(4) 外國に旅行し又は滞在する者に對し一箇年内の所要に充つべき旅費、俸給、給料、手當、學費其の他之に類する費用を送る爲必要なとき

又は外國に在る家族に對し一箇年内の所要に充つべき生活費を送る爲必要なとき

政府は爲替管理法の施行に付ては國內人民の經濟生活の實情に即し本法の目的を達

するために國內の主要地（現在の所では奉天、哈爾濱、安東、營口）には現地機關を設け、法令の普及を圖ると共に施行上の監督もし、また所要の手續も行はせてゐる。

(ロ) 日本人に對する適用 第一次治廢條約に依り右の法規が康徳三年七月以降附屬地外日本人にも適用されることになつた。既に日滿間の特殊事情關係に鑑みて法規上殆んど障壁を設けぬ建前がとつてあることと、日本人に對する適用に付ては極めて慎重な態度を執つたことによつて、今日まで法令の日本人適用に關し問題を生じたことはない、至極圓滿な實施振りである。尙附屬地に關しては關東局當局に於て滿洲國當局と密接なる連絡をとり滿洲國の本法の圓滿なる運用に協力してゐる。

(ハ) 實施の成績 爲替管理法に基く命令の件第十六條の規定に依つて外國通貨賣買業者として店舖の届出をしたもの六、外國爲替賣買業者として店舖の届出をしたもの十四で、届出を怠つてゐる業者は皆無である。

五九

また爲替管理法規に基き外國通貨、外國爲替の買入及地金銀の輸送又は輸出の許可を申請した者は法令施行後本年四月二十四日まで三十五件、この金額五八一、八七六圓であつて、何れも許可せられてゐる。

5 産金買上法規の適用

(1) 産金買上法 産金事業の重大性に付ては今更金の世界的意義を喋々するまでもない。由來我國は金鑛及砂金の埋藏豊富を以て知られ前清時代から廣く採鑛試掘が行はれ數百の金産地が數へられてゐたのであるが産金の處分に關し何等合理的な統制が加へられなかつたために、多額の産金も國家の恒久的利益に何等貢獻するところなく、またひいては産金業そのものの發展も決して健全ではあり得なかつたのである。この點に鑑み産金業の發展を積極的に助長すると共に滿洲中央銀行の紙幣發行準備の

充實を期し以て國家の恒久的利益を圖るため大同二年六月十四日敕令第四十七號を以て公布されたのがこの産金買上法である。全九ヶ條で公布の日より實施されると同時に同月二十六日には財政、實業兩部の合同部令で全十六ヶ條より成る同法の施行規則を公布施行した。

次に産金買上法の内容を説明してみよう。(一)産金買上法改正を参照のこと

一 産金業者の意義 産金買上法に於て産金業者といふのは(一)鑛業権者若は鑛業権の賃借人である砂金採取業者及(二)砂金又は金鑛其の他の含金鑛石より金を製鍊する者を謂ふ。鑛業権者若は鑛業権の賃借人に非ずして砂金の採取を行ふことは鑛業法に依つて嚴禁せられて居るから金採取業者は總て産金業者となる譯である。又製鍊人は其の原料としての金鑛若は含金鑛石を他の鑛業権者又は鑛業権の賃借人から仰ぐ場合でも又は自分が鑛業権者若は鑛業権の賃借人として之を採掘する場合でも均しく産金業者である。唯金鑛其の他の含金鑛石は本法適用の範圍外に屬するので其の處置は自由であるが、一度之を製鍊した以上は本法によつて拘束せられる。

二 産金業者の産金賣却義務 從來産金業者は其の産金を自由に處分することが出来たが産金買上法の公布に依つて、前項に述べた範圍の産金業者は必ず其の産金を産金後三ヶ月以内に滿洲中央銀行に賣却する法律上の義務を負

ふことになつた。産金業者が若し此の法律の規定に違反して其の産金を滿洲中央銀行以外の第三者例へば仲買人、金店等に譲渡又は賣却した場合には違反に係る産金の価格の二倍以下の罰金に處せられる。而も違反のあつた場合には實業部大臣は其の産金事業の停止若しは廢止を命じ更に進んで鑛業權をも取消すことが出来るのである。

唯財政部大臣の裁量に依つて必ずしも直接滿洲中央銀行に賣却しなくともよい場合を認めて居る。此の規定に基いて産金買上法施行規則に於て認められた特例は次の二つである。

(a) 砂金採取業者は其の採取した砂金を製鍊人に賣却することが出来る。併し乍ら此の特例を設けた理由は砂金を製鍊して金地金と爲す方が買上上便宜な爲に依るのであるから製鍊人は唯製鍊に供する爲にのみ砂金採取業者から其の砂金を買入れ得るのである。即ち製鍊人は砂金の儘轉賣する目的で砂金の買入をなすことは絶対に許されない。

(b) 財政部大臣は産金買上に關して必要があると認めるときは砂金採取業者に命令して其の採取した砂金を強制的に製鍊人に賣却させることがあるかも知れぬ。この特例を設けたる理由も (a) と同様産金買上上便宜な爲である。

斯様にして産金買上法施行後産出された産金は直接又は間接に總て滿洲中央銀行に賣却されることになつたが、同法施行前に産出された産金は同法の統制を受けないのである。併し乍ら滿洲中央銀行は同法の趣旨に鑑みて同法施行後に於ても従來の産金を買上げることになつてゐる。即ち中央銀行は産金業者以外の者から賣却の申出があれば

買上を行ふのである。其の買上価格は産金買上法に依る強制買上価格と同じ価格である。尙製鍊人が産金買上法施行以前の産出に係る金地金又は砂金を原料として製鍊した金地金を中央銀行に賣却する場合には産金買上法に依る賣却の場合と同様、中央銀行は其の品位、形態その他必要な事項を指定し得ることになつて居る。

三 産金業者の申告義務 右の賣却義務の徹底を計るために政府は産金業者に左の様な諸種の申告書を提出せしめることとしてゐる。

(a) 各月産金額申告書

(b) 月別産金見込額申告書

(c) 砂金買入額申告書

(p) 事業現狀の申告

(e) 既存産金業者の特別申告

四 産金買上價格 産金買上價格は時價を基準として財政部大臣が時々之を決定して公告することになつてゐる。財政部大臣は原則として毎週土曜日に翌週中の買上價格を決定し之を政府公報及新聞紙等で一般に公告する。

五 産金買上所 財政部大臣が決定して公告することになつてゐる。現在滿洲中央銀行總行營業處(新京城内北大街)及同行奉天分行(奉天城内北大門裏)の二ヶ所に買上所を設けてゐるが、將來は右の外に産金地の事情に依り哈爾濱、安東、大黒河及延吉等にも増設される筈である。

産金業者は産金買上所に其の産金を送付又は持参して賣却すべきであるが滿洲中央銀行總行及奉天分行以外の同行分支行に於ても便宜上賣却の申込を受けることになつてゐる。

六 産金業者の検査 産金買上法を徹底的に實施するため實業部大臣は部下の官吏に命じて産金業者の所持してゐる産金や産金の生産出入に關する一切の帳簿書類や生産上必要な建築物、原料器具其の他の物件を隨時に検査することになつてゐる。滿洲中央銀行は若し産金業者が産金買上法の規定に違反したる疑ある事實を發見したるときは、直に之を實業部大臣及財政部大臣に報告することになつてゐるから斯様な場合には實業部大臣は右の検査を行つた上又は違反事實明瞭な場合には直に産金買上法所定の罰則適用の手續を採るであらう。

(ロ) 日本人に對する適用と圓滿な現状 治廢第一次條約に依り本法も康徳三年七月一日から附屬地外在滿日本人に對して適用されることになつた。銀行、無盡等の法規適用と異りその性質凡そ前述の通りであつて見れば、その根本に於て何等問題の起きよう筈もない。

本年四月末日までに日本人の産金業者として産金を滿洲中央銀行に賣却した者三、この金額は五三、一一一圓で、この外産金業者(租鑛權を持つ者)としてとなしに賣

却をした者も相當にあるが、何れも何の支障もなく、本法の適用は至極順當に行はれ來つた。

尙前述の如く本法は附屬地外には正式適用はないが日滿關係當局間の申合に依り本法の圓滿なる運用に支障なきを期してゐる次第である。

〔附一〕

産金買上状況表

期 別	數	量	金	額
大同二年(下半年)		七〇三、〇三九 <small>瓦</small> 八五		二、〇五三、六三五 <small>圓</small> 〇六
康徳元年度		一、一九九、二九〇	六四	三、八一四、四一七
康徳二年度		四、二四三、一六五	七四	一四、六八四、一九一
康徳三年度		三、六〇八、五三八	六五	一二、六三五、七六九
康徳四年(四月迄)		七八九、三〇四	五〇	二、七六一、六〇六
計		一〇、五四三、三三九	三八	三五、九四九、六一九

滿洲中央銀行産金買上價格表

(毎週金曜日次週分決定、土曜日發表、買上期間は次週日曜日より土曜日迄)

買上期間	買上價格
大同二年 六月二十四日—七月八日	二二九
七月九日—八月十二日	二三一
八月十三日—八月十九日	二四〇
八月二十日—八月二十六日	二四〇
八月二十七日—八月三十一日	二四九
九月一日—九月七日	二五五
九月八日—九月十四日	二五五
九月十五日—九月二十一日	二七五
九月二十二日—九月二十八日	二八五
九月二十九日—十月五日	二九五
十月六日—十月十二日	二九五
十月十三日—十月十九日	三〇〇
十月二十日—十月二十六日	三〇〇
十月二十七日—十一月二日	三〇〇
十一月三日—十一月九日	三〇〇
十一月十日—十一月十六日	三〇〇
十一月十七日—十一月二十三日	三〇〇
十一月二十四日—十一月三十日	三〇〇
十二月一日—十二月七日	三〇〇
十二月八日—十二月十四日	三〇〇
十二月十五日—十二月二十一日	三〇〇
十二月二十二日—十二月二十八日	三〇〇
十二月二十九日—十二月三十一日	三〇〇
康徳元年 五月十三日—五月十九日	三〇〇
五月二十日—五月二十六日	三〇〇
五月二十七日—六月二日	三〇〇
六月三日—六月九日	三〇〇
六月十日—六月十六日	三〇〇
六月十七日—六月二十三日	三〇〇
六月二十四日—六月三十日	三〇〇
康徳二年 十一月十一日—十一月十五日	三二五
十一月十六日—十一月二十日	三三五
十一月二十一日—十一月二十五日	三三五
十一月二十六日—十一月三十日	三三五
十二月一日—十二月五日	三三五
十二月六日—十二月十日	三三五
十二月十一日—十二月十五日	三三五
十二月十六日—十二月二十日	三三五
十二月二十一日—十二月二十五日	三三五
十二月二十六日—十二月三十一日	三三五
康徳四年 五月十五日—現在	三七七

康徳二年 十一月十一日—十一月十五日	三二五
十一月十六日—十一月二十日	三三五
十一月二十一日—十一月二十五日	三三五
十一月二十六日—十一月三十日	三三五
十二月一日—十二月五日	三三五
十二月六日—十二月十日	三三五
十二月十一日—十二月十五日	三三五
十二月十六日—十二月二十日	三三五
十二月二十一日—十二月二十五日	三三五
十二月二十六日—十二月三十一日	三三五
康徳四年 五月十五日—現在	三七七

(ハ) 産金買上法の改正 國內産金の現状は、砂金の採掘が第一位を占めてゐる關係上この逸散逃避を防止し完全買収を期するためには、曩に説明したやうな法規内容では尙不備があるので去る五月十三日勅令第八十七號で改正産金買上法を公布した。全十三ヶ條で來る六月十日より施行されるが、同時に現行法は廢止されることになる。

左に現行法と改正法との相違點を掲げておく。

一 産金は中央銀行又は政府指定の産金買入人に賣却しなければならぬ(現行法では中銀だけである)

- 二 民間の産金自由買取りは一切禁止せられる（従來産金地及産金の集散地に於て自由に金を買取ることが一般に行はれ、これに對しては現行法は別に規定する所はなかつたが、改正法は民間の自由買收を禁止、政府より産金買入人として指定された者の外は砂金、金地金の買收を禁止、違反者には嚴罰を以てのぞんでゐる——買取つた金を沒收せられる外其の金價格の三倍までの罰金に處せられる——）
- 三 正當な事由に依り金地金の買入を必要とする者も買入に付ては許可を得なければならぬ（産金の逃避防止上中銀及産金買入人の外は一般に砂金又は金地金の買入を禁止したため、齒科醫、金細工商等正當な事由に依り金地金の買入を必要とする者は改正法の規定通りに財政部大臣の許可を得て買入をしなければならぬ。但しこの許可は必要とあらば一定期間内必要な分量に付き包括的に與へ、以て業務に支障なきを期することゝなつてゐる）
- 四 一般に逃避防止のため取締を嚴にし、財政部大臣は産金買入人に對し産金買入に關して必要な命令を爲し得る外、何人に對しても必要な事項に付き報告を徴し、又官吏をして尋問其の他の検査を執行せしめ得ることゝした。
- 五 一般に罰則を嚴にした。

この改正法を公布すると共に政府は買上相場に付ても海外に於ける金塊相場の實狀に鑑み、日本政府と歩調を合せて去る五月十五日より一齊に産金買上價格を二十七錢

6 其の他

引上げ、一瓦三圓七十七錢とし、産金獎勵、逃避防止の方策を講じてゐる（前掲買上價格表参照）

貨幣法は概説で述べたやうに何の故障もなく實施されて來たが、本年一月一日より滿鐵附屬地内にも適用せられることゝなり國幣は全滿に互り名實共滿洲國の法貨となるに至つた。彩票條例は抑々法制定の目的が民衆の射倖心を統制しつゝ、益金を社會事業（災害救濟費、福民診療費等）に充當するので文句の起さる餘地はない。有獎債券取締法、私帖其他紙幣類似證券取締暫行辦法も幣制の統一、諸種金融機關の統制整備と相俟つて些の問題も生じない。なほ昨年十一月に實業取締法が公布されたが、これは今の所日本人に適用はないので庶民金融に關係はあるが茲には説明を省いた。

第三 結 語

以上の如く總べては圓滿な實施振りであるが、こゝに財政部田中理財司長の「最近滿洲國金融界の結構」と題する講演の要領を掲げ結語に代へることとする。これは去る一月十八日、關東軍を始めとし滿洲國政府各部並に中銀、滿鐵其の他より成る滿洲調査機關聯合會席上に於けるもので、我國金融財界の現状及將來の動向に關し大いに參考になるものと想はれる。

今回お覽めに因りまして、我國最近の金融事情につきまして、お話をすることになりました、先づ

幣制問題 であります。滿洲國に於ける幣制統一問題は、這般滿洲興業銀行の出顯に依る、鮮銀券の發行廢止に因り具體化したのであります。之を實質的に觀ますれば、一昨年十一月日滿兩國政府に於て、國幣金圓の連繫即ち日滿通貨一元化の根本方針が、確立せられたことに依り、滿洲國の幣制問題の一切が解決され、其後の諸工作は、此の方針の實行に過ぎなかつたのであります。而して日滿通貨の一元化と謂ふことは、日滿兩國の特殊關係より觀て、殆んど宿命的であつたとも謂ひ得るのであります。

そこで慫々本年一月一日よりは、國幣は名實共に國內唯一の通貨となり、今後は鮮銀券の回収整理と云ふことが、残された問題であります。之に就ては、中銀と鮮銀との間に協定が出来て居り、中銀が鮮銀よりの委屬に依りまして、回収に當ることになって居ります。夫れで鮮銀券の此の回収額が幾何に達するかと謂ふことを、興味を以て見て居る次第であります。次に

國幣對日本金圓相場 であります。假に金圓の對外價值が暴落した場合も、滿洲國としては、對金圓パーを維持するかどうかと云ふ點であります。之は理論としては一應考慮される譯であります。私は日本の圓が、彼の往年の獨逸の麻克の様な運命に、陥るであらうと云ふことは、毛頭考へて居りません。御承知の如く去る一月八日大藏省は、爲替管理令の一部を改正しまして、之が強化を圖つて居りますが、之は單に目前に於ける輸入手當の殺到に依る、圓相場軟化を防止することに、其の目安を置いて居るものと見らるのであります。今日の如き混沌たる國際政治乃至經濟の情勢下に於て、爲替相場の遠い將來の見透に付ては、何人も確言すること至難なるは勿論であります。が、今回の大藏當局の措置を以て、直に金圓相場が非常なる危機に直面して居るものと、斷言することは早計と考へらるゝのであります。次に國幣自體に付て見ますに、現在の情勢下に於きましては、何等の不安も豫想されないであります。

中銀の正貨準備も倍々増大する一方で、外貨（主として金圓資金であります）丈けでも一億圓以上上つて居る様

な實情であります。

又貿易に就て見ますに建國後は、累年輸入超過の一途を辿つて居りましたけれども、之は主として日本の對滿投資の反面の現象でありまして、寧ろ將來に於ける、滿洲國輸出の増大を約束するものと觀るのが至當で、現に昨年に於いては、入超額は其の前年に比し、半減する好調を示して居ります。

然らば將來は何處であるか？との御質問に對しまして、私共と致しましては、今後全面的に國力の充實を圖り、特に豊富なる國內資源を開発利用して、生産力の飛躍的増大を圖ることに依り、國幣の安定性を堅持する覺悟であると、申上ぐるより外はないのであります。今後國を擧げて、此の信念を以て邁進せば、國幣の前途は、いとも明朗なるべきことを、深く相信じて疑はない次第であります。次に此の機會に關東州通貨問題に付て一言したいと思ふのであります。

關東州通貨問題 御承知の如く關東州と滿洲國との經濟的不可分關係より觀まして、通貨を一元的にすることは、滿洲全體の繁榮を圖る爲、絶對的必要であることに付ては、何人と雖も異論のない處で、只問題は、法制上の見解一即ち、日本帝國の領土たる關東州に、外國通貨の流通を公認することを法制的に如何に之を取扱ふべきか……と言ふ點にあると考へらるゝのであります。通貨問題に就ては一般の行政權と別個に考へても、よいのではないかと思ふのであります。私共としては此點に關する日本國政府當局の理解ある考慮を切望して已まない次第であります。

次に

滿洲興業銀行 に付て申上げます。興銀の設立については、大體三の重大な意義を有するものと考へて居るのであります。先づ第一は、滿洲國金融統制強化の見地から見まするに、滿洲全體に亘り、滿洲國が有效適切なる金融統制を行ふに、必要且つ有力なる手足を得たと云ふことでもあります。

第二には政府及滿鐵の外に、新に一つの外資の綜合的誘致の機關が出現したと謂ふことでもあります。又第三には既設金融機關の内容が、改善強化され、滿洲に於ける金融が、全面的に質及量に於て改善され、更に滿洲國産業開發の爲には、何を措いても絶対必要なる長期興業金融に對し、正常且つ有力なる機關を得ましたことこれでもあります。以上の内今後興銀が、日本資本の對滿流入に對しまして、如何なる程度迄寄與し得るかと云ふことは、第一に日本今後の對外投資力及對滿投資に對する政府及民間の熱意の程度、第二には興銀自身の信用の程度に懸るのであります。新機關が出来たからと云つて、直に多額の外資流入を期待するのは、少し單純過ぎはしないかと考へるのであります。従つて私共としましては、内に在りては興銀の内容充實に努め、外に對しましては興銀の使命及内容に對する、日本財界の認識を深むることに碎心するつもりであります。次に中小商工業の金融が從來より餘程窮屈になるであらうとの懸念がありますが、銀行が統一されて仕舞ひますれば、多少不便は起るかも知れませんが、乍併之を根本的に考へますと、一國生産力の飛躍的發展に、國家を擧げて邁進すべき今日に於きましては、凡て國家經濟と云ふ大局的見

七四

地に立脚して、凡ての經濟問題を考ふる必要があるであります。之が爲には金融政策に付いても、思ひ切つて徹底た政策を採らねばならないのであります。従つて商工業者個々の立場のみに捉はれて、大切な資金を浪費すると云ふことは、極力避けねばならぬと同時に、又銀行自身も自行の探算のみに眩惑して、取引先の爭奪に狂奔すると云ふが如き態度は、大いに慎まねばならぬものと考ふるのであります。勿論中小商工業者の利益は、之を充分に考慮し、急激なる變化を與ふる等のことなき様、財政部も興銀當局も、格別の努力は拂つて居る次第であります。國力の充實、國民生活の安定と謂ふ前には、或程度迄個人の不便は忍んで頂かねばならないと思ふのであります。次に

我國金融機關の現状 に付申上げますれば、滿洲國は從來、殖民地的特殊事情に置かれた爲、有力なる銀行は何れも外國銀行であります。従つて之等の銀行の本店は、例外なく我政府の統制の及ばない外國に在り、其の分支店のみが滿洲國內で、營業をして居つたのであります。之等の銀行に對しましては、國內業務に關する限り、政府は監督權を行使し得るのでありますけれども、銀行全體を指導監督して、滿洲國の國策に順應せしむることは、甚だ困難であります。此の意味に於きまして、興銀の創立は重要意義があると思ふのであります。興銀設立に依り國內金融に對し、滿洲國としては機構的統制の目的を實施したのであります。只外國爲替に付ては、現在の處滿洲國の國際的地位からして、當分の間外國銀行に依つて取扱はるることは、已むを得ないのであります。此點に關しては、爲替管理法の適實なる實行に依り、金融政策の運行上支障なきを期して居る次第であります。次に

七五



庶民金融の問題 であります。日本内地では彼の無盡會社が非常に流行で、會社の數は二百五十餘りあります。其の給付契約高は約十三億圓と云ふ盛況であります。又滿洲國內に於きましても、十社程ありますが、無盡業の經營は中々六ヶ敷いもので、日本内地の實例に徴しましても、巧く行つて居るのは少いのであります。私は庶民金融機關としての無盡業に餘り期待を寄つて居りません。次に當舖即質屋であります。之は大興公司の事業——同公司は或る意味に於いて一種の特殊會社であります——を發達させ、その効果を發揮せしめたいと考へて居ります。次に金融合作社であります——之については世上幾多の批評がありますが、單純に金錢を農民に貸付くことのみを以て、農村の經濟更生を解決しようとするのは、少くとも現在の滿洲國では無理ではないかと考へらるるのであります。農村に對する金融の浸潤圓滑を圖るは、固よりであります。他方農業の生産増大及生産物販賣の合理化の爲、農民個人個人との金錢貸借に依らざる、簡明直截なる施設を、政府に於いて講ずる必要があるものと考へらるるのであります。次に從來

銀行經營のモットー として、銀行は相手の事業に關心を持つてはならぬ、貸付けたる資金を如何に回収するかと云ふことに専念せよと云ふのであります。乍併斯かるイデオロギーは今日大いに是正されねばならぬものと思ふのであります。即ち銀行は民衆の所得の餘剰を保管し、之を運用するものでありますから、國家全體の利益になる様、其の資金を運用すると云ふ心掛が肝要であります。之が爲には一般經濟界の動向や、事業に對しても常に關心を

持たねばならぬと思ふのであります。政府としましては、銀行の資金運用に關し、積極的に之を指導し且つ統制して行かねばならないと同時に、一面に於いて一般預金者に對し、充分責任を負ふ必要があると思ふのであります。而して資金運用に對する、國家の關與の程度に付ては、大體に於て、生産方面に對する資金に付ては嚴重に、流通方面に對する資金に付ては寛大に、更に消費方面に對しては政府自ら之に當ると云ふように、金融界に繩墨を引いて之を統制すると云ふことが、適當と考へる次第であります。尙今後金融を圓滑にし、産業の振興を圖らんが爲には


發券銀行の發行權運用の妙 を得ると云ふことが、非常なる重要性を有することにならうと思ふのであります——此の點に關しても舊來の理論は、發券銀行は經濟の需要に應じて適度の通貨を供給すれば宜しい……と云ふ極めて消極的のものであつたのであります。此の理論は法制の上にも顯れて居ります。即ち法律は、發券銀行に對し、凡有角度より制肘を加へて居るのを通例とするのであります。之も勿論必要でないとは申されませんが、之は物の一面のみを見て、他面を閉却せるものと評してよいと思ふのであります。即ち他の一面とは積極的運用の方面でありまして、發行權運用の妙諦は、主として此の方面に在るのではなからうかと思ふのであります。即ち行過ぎに對して、充分なる警戒を拂ひつつ通貨の潤澤なる供給に依り、生産及流通部門を、積極的に刺戟し、國力の増進に寄與してこそ始めて、發行權本來の使命遂行を期し得ると思ふのであります。而して發行權運用の行き過ぎであるか、否かの判斷は徒に机上の抽象的攻究に依ることなく、先づ一石を投じて、水の深さを知るの方法に依るべきであります。現在に

於ける滿洲經濟發展の過程に於ては、殊に其の感を深くするのであります。畢りに

國內資本の統制問題 であります。國內の資金を最も有効に運用せんが爲には、之を可成一箇所に集中し、其の運用の適實効率化を期することが、最も必要なことであります。夫れで滿洲國に於ける國內資金は、極めて貧弱で、國內の總預金から見ましても、約七億圓に過ぎないのであります。之を日本の銀行總預金額百二十億圓、郵便貯金の三十四億圓に較べますと、日と同じうして語ることとは出來ないのであります。今や産業開發五箇年計畫も實施されんとするに當り、その計畫の遂行上にも國內資金集中の必要を痛感するのであります。以上刻下我國金融の現勢につきまして、ほんの概要を申し上げた次第であります。

康 德 四 年 五 月

國務院總務廳情報處



715
137



1

1

